

令和元年6月17日6月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

1番 藤岡一弘	2番 伊藤芳則	3番 片岡幸治
4番 弓掛元	5番 藤井憲一郎	6番 黒木靖治
7番 横光春市	8番 新田真一	9番 山村恵美子
10番 穴戸稔	11番 保実治	12番 新家良和
13番 小田伸次	14番 岡田美津子	15番 鈴木深由希
16番 桑田典章	17番 澤井信秀	18番 池田徹
19番 大森俊和	20番 竹原孝剛	21番 齊木亨
22番 杉原利明	23番 亀井源吉	24番 助木達夫

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市長 福岡誠志	副市長 堂本昌二
副市長 柴田亮	危機管理監 川村道典
総務企画部長 中村好宏	財務部長 日野宗昭
地域振興部長 中原みどり	市民部長 上谷一巳
福祉保健部長 牧原英敏	子育て・女性支援部長 松長真由美
市民病院部長 事務部長 池本敏範	産業環境部長 併農業委員会事務局長 中廣晋
建設部長 坂井泰司	水道局長 明賀浩富
教育長 松村智由	教育次長 長田瑞昭
君田支所長 小田邦子	布野支所長 中宗久之
作木支所長 矢野美由紀	吉舎支所長 甲斐和彦
三良坂支所長 古野英文	三和支所長 曲田憲司
甲奴支所長 秋山和宏	選挙管理委員会 事務局長 東山裕徳
監査事務局長 新田泉	

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 大鎗克文	次長 才田申士
議事係長 坂田保彦	政務調査係長 石田和也
政務調査主任 清水大志	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		一 般 質 問 伊 藤 芳 則 藤 岡 一 弘 鈴 木 深由希 横 光 春 市 杉 原 利 明 山 村 惠美子 保 実 治 宍 戸 稔 藤 井 憲一郎 片 岡 幸 治 大 森 俊 和 新 田 真 一 竹 原 孝 剛 岡 田 美津子 黒 木 靖 治

令和元年6月三次市議会定例会議事日程（第2号）

（令和元年6月17日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		一 般 質 問
		伊 藤 芳 則…………… 57
		藤 岡 一 弘…………… 70
		鈴 木 深由希…………… 85
		横 光 春 市…………… 99
		杉 原 利 明……………113
		山 村 恵美子（延会）
		保 実 治（延会）
		宍 戸 稔（延会）
		藤 井 憲一郎（延会）
		片 岡 幸 治（延会）
		大 森 俊 和（延会）
		新 田 真 一（延会）
		竹 原 孝 剛（延会）
		岡 田 美津子（延会）
黒 木 靖 治（延会）		


~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（小田伸次君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、まことにありがとうございます。

本日から3日間、一般質問を15人の議員が行います。

ただいまの出席議員数は23人です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、宍戸議員及び山村議員を指名いたします。

この際、御報告いたします。藤井議員から遅参する旨、届け出がありました。

なお、暑いと思われる方は、上着を適宜おとりください。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（小田伸次君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次質問を許します。

（2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 伊藤議員。

〔2番 伊藤芳則君 登壇〕

○2番（伊藤芳則君） 皆さん、おはようございます。6月定例会、新市長のもと、最初の質問者になります日本共産党の伊藤芳則です。よろしくお願ひします。

いよいよ7月の参議院選挙が行われます。日本の運命がかかった歴史的な選挙になりそうです。消費税10%への増税はやめてほしい、日々の暮らしに希望が持てるようにしてほしい、これが多い皆さんの思いではないでしょうか。

ところが、安倍政権は数々の悪政を進め、国民生活そっちのけでトランプ言いなりとなり、大企業優先政治を進めております。憲法9条を改憲し、戦争する国をつくらうともしています。核兵器禁止条約への署名はしない、TPP、日米FTAと、関税撤廃を進めております。この景気後退の中でも消費税10%にしようともしています。国民生活は混乱になっていくばかりです。

年金問題では、老後の夫婦は年金に加えて2,000万円が必要とした金融庁報告書を受け取り拒否して、なきものにしようとしています。なきものになっても事実は変わりません。貧しい年金を安心な年金にすることこそ、今必要ではないでしょうか。

今度の参議院選挙では、32の1人区で全ての野党統一候補を一本化し、市民と野党の共闘が実現します。安倍政治との対決軸は鮮明になっています。安倍政治さようならの審判を下し、希望ある新しい政治の扉を開く選挙にすることを望むものであります。

今求められているのは、家計を応援し、格差と貧困をただし、国民、市民の暮らしに希望が持てる政治に切りかえること、8時間普通に働けば普通に暮らせる社会をつくる。暮らしを支

える社会保障を築くこと、お金の心配なく学び、子育てできる社会をつくることが必要ではないでしょうか。

ということで、質問に入ります。国民健康保険税の軽減について質問いたします。

高過ぎる保険税を何とかしてというのが皆さんの気持ちです。これが三次市でも今年度からついに値上げになります。県に統一化したということではありますが、三次市として長年上げてこなかった国民健康保険税、ついに値上げになるんです。暮らしを支える社会保障制度でありながら、暮らしを押し潰そうとしています。国は公費1兆円を投入して、均等割や平等割を廃止し、抜本的に引き下げることが必要ではないでしょうか。

それでは、三次市としてはどうなのか。高過ぎる保険加入者、三次市では1万318人、世帯で6,821人と聞いております。このうち軽減4,186世帯、6割を超える世帯が軽減になっています。負担が大き過ぎるということも含めてあるのではないのでしょうか。この中に滞納者、滞納世帯562世帯とも聞いております。

三次市が出している今年度の試算を見ますと、課税所得200万円で夫婦と子供1人、資産なしの世帯、昨年33万2,300円が今年は35万5,700円、2万3,400円の負担増になると試算しています。もう一件、課税所得200万円で夫婦と子供2人、資産なしとなった場合、2割軽減世帯ということですが、32万9,900円が35万3,100円、2万3,200円の負担増になると試算が出されておりました。所得の1割以上が国保税の支払いになり、生活への負担は大きくなり過ぎです。なり過ぎていたものに、また2万円以上の負担がかかってくる。そういうことになれば、滞納者も今後増加することになります。社会保障制度で暮らしが押し潰されてしまうんです。何らかの軽減措置が必要ではないでしょうか。まずお聞きします。

(市民部長 上谷一巳君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 上谷市民部長。

[市民部長 上谷一巳君 登壇]

○市民部長(上谷一巳君) まず最初に、本市の国保の税率改正等の基本方針についてお話をさせていただきます。

国民健康保険税の賦課につきましては、県単位化により令和6年度には県内各市町で準統一保険料を採用し、算定方法も資産割を廃止、所得割、被保険者均等割、世帯平等割の3方式となります。それまでは激変緩和措置期間として市の裁量を認めており、本市では被保険者の急激な負担増にならないよう、隔年で税率改正を講じているところでございます。

議員御質問の被保険者均等割につきましては、広島県国民健康保険連携会議で子育て世帯の均等割の負担減を目的とした応益割合の見直しについて議論をいたしました。しかし、高齢者世帯や単身世帯への負担増が懸念されるなどの理由から、見直しとはなりませんでしたが、本市としても、この均等割については課題があることは認識しております。現在も連携会議において、県内各市町が議論を交わし、合意形成を図る中で、激変緩和措置期間での市単独施策を講じることは、準統一保険料採用後においてリスクを伴うことが懸念されます。均等割軽減につきましては、単独施策というよりも賦課制度そのものの見直しが必要であると考えておりま

す。国民健康保険における子育て世帯への支援策は、平成30年7月27日、全国知事会において、平成31年度国の施策並びに予算に関する提案・要望の中で、子供に係る均等割、保険料軽減措置の導入や、子供医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、未就学児に限らず全て廃止するとともに、国の責任において子供の医療にかかわる全国一律の制度を創設することを要望しており、本市におきましても市長会を通じて要望しているところでございます。

今後も継続して国保制度の見直しや国保財政の安定的基盤の確立を図るため、財政支援など国に対して強く要望してまいります。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) ぜひとも国に対して1兆円投入できるよう進めてもらいたいという思いでございます。ただ、この間、今でも高い国保税が上がっていくということは、本当に滞納者を増やしていくことにもなりかねません。そういう中で、三次市としては何らかの制度が必要ではないかということで考えますと、三次市では18歳まで医療費を無料にして、子育て支援に力を入れていただいております。しかし、国保の世帯、先ほど説明もありましたが、均等割による医療給付費分2万6,700円と後期高齢者支援分5,700円、合わせて3万2,400円が子供にも1人分としてかかってきます。これでは、三次市が医療費無料となっていると言えるものではありません。

まず子供への均等割を支援するということが負担軽減することができるのではないかと。そういうことが行われれば、例えばIターン、Uターンで子育てしながら新規就農や自営業をする人には大きな支援になります。子供のいる世帯への均等割部分への支援をすべきではないでしょうか。もう一度お聞きします。

(市民部長 上谷一巳君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 上谷市民部長。

[市民部長 上谷一巳君 登壇]

○市民部長(上谷一巳君) 繰り返しの答弁になりますけれども、現行7割、そして5割、2割軽減につきましては、法定内の一般会計からの繰入がルールとして認められております。現在、三次市は、国保会計におきましては赤字団体として平成30年度から令和5年度までの6年間、赤字削減解消計画に基づいた一般会計からの繰入をしているところでございます。平成30年度におきましては、8,000万円の補填分の繰入をさせていただいておりますし、また平成31年度(令和元年度)予算におきましても、8,000万円の法定外の繰入として、予算を措置させていただいているところでございます。この令和6年度において、このルール外である法定外の一般会計からの繰入をゼロとするという計画で今進んでおります。現行7割・5割・2割世帯の方につきましては、それなりの軽減がありますけれども、そうでない子供世帯の方につきましては、ないというのが議員御指摘のとおりでございます。先ほど答弁させていただきましたけれ

ども、この子供に係る均等割につきましては、本市においても課題があると認識しておりますので、国においてしっかり財政支援を求めている。そして、本市単独での支援措置を講ずるということは、令和6年度においてリスクが高いという判断であります。よって、引き続き国に対して強く要望してまいります。また、納付が難しい、困難であるという世帯につきましては、収納課においてさまざまな収納、いわゆる分納計画とかいった相談に応じてまいりますので、丁寧に対応してまいりたいと、このように考えております。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) せっかく18歳まで無料になりながら、国保税の方だけこれだけの負担を強いられておるとするのは、決して医療費無料になっておるといふふうには思えないと思います。例えば、1人当たり3万2,400円かかる負担分を、子供の数を聞かせてもらいましたら、18歳以下の子供さん、国保世帯が756人と聞いております。単純に計算しても、3万2,400円掛ける756人で2,449万円ちょっとという金額です。軽減措置のある方もおられるので、恐らく2,000万円ぐらいの繰入ができれば軽減できるということになるんじゃないかというふうに思います。きちんと計算していただいてみて、例えば、先ほど一般会計からの繰入8,000万円プラス2,000万円ということであれば、何とかこれは、国保の子供に係る部分だけでも軽減できるのではないかというふうに思うんですが、もう一度答弁をお願いします。

(市民部長 上谷一巳君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 上谷市民部長。

[市民部長 上谷一巳君 登壇]

○市民部長(上谷一巳君) 議員御試算の2,000万円程度というのは、確かに2,000万円程度の財源になろうかと思っております。また、本市においてもそういう試算をしております。100%軽減の場合はそうなるかというふうに思っております。先ほど答弁させていただきました赤字削減計画におきまして、国のほうにこの5年間、いわゆる一般会計からの法定外繰入を8,000万円、8,000万円、5,500万円、5,500万円という計画で今進めているところでございます。この数字につきましては、今後この世帯構成も当然変わってまいりますし、また国、県からのさまざまな基数等が御提示されると思っておりますので、見直しながら進めていきたいと思っておりますけれども、現行、法定外からのルール外繰入というのは非常に難しい状況がございますので、この財源補填につきましては、また別な角度の中で検討せざるを得ないということになります。先ほど連携会議の中での検討内容につきましては、基本的に法定外の一般財源の繰入を考えずに財源措置をした場合において、逆に単身世帯、また高齢世帯への負担増になるという懸念が予想されるということで見送りになっております。繰り返しの答弁になりますけれども、この子供に係る均等割につきましては、国の施策においてしっかり措置していただきたいと、本市としてもしっかり強く要望してまいりたいと思っております。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長（小田伸次君） 伊藤議員。

〔2番 伊藤芳則君 登壇〕

○2番（伊藤芳則君） 何度も繰り返されておるとおりなんです、とにかく高い保険税ということで、生活に負担がかかる。とにかく農業所得であるとか自営業者の方、所得が上がるわけではないんです。そのまま2万幾らがかかってくるという状況があるということを、まずしっかり見ていただきたいと思うんです。2年後には再び上がる、4年後には統一化されてさらに上がってくる。社会保障制度が暮らしを押し潰すという状況があります。ぜひとも国の1兆円を投入していただくよう、自治体からも国に対してしっかり物を申していくことが今大事ではないでしょうか。今の政府はそういうことをどんどん進めて地方を切り捨てる、国民を見捨てるというような政策が続いております。ぜひともそういう政治はもうやめてもらうということも最初に述べたとおりでございます。国保に押し潰されることなく病院にかかれる、安心して暮らせる三次市をめざすことをぜひとも検討していただきたいと申しておきます。

次の質問になりますが、もう一つ軽減制度について伺っておきます。

7月豪雨により被災した国保世帯の保険税減免措置に対する財政支援が6月末でなくなると聞いております。今後この方たちに対しての減免はどのようなになるのか。打ち切りになるのか、引き続き市として対応していただけるのか、どうかお答えください。

（市民部長 上谷一巳君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 上谷市民部長。

〔市民部長 上谷一巳君 登壇〕

○市民部長（上谷一巳君） 災害減免につきましては、国のほうから新たな支援策が講じられました。平成31年度（令和元年度）におきまして、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料につきましては、本年度の4月、5月、6月の3カ月分について、減免対象についての財源措置を講ずるという通知がまいりました。本市としても、この国の支援策に参画させていただきまして、昨年度減免を申請された方を対象に、4月、5月、6月分の3カ月に係る減免について適用していく考えでございます。

（2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 伊藤議員。

〔2番 伊藤芳則君 登壇〕

○2番（伊藤芳則君） 3カ月ということは6月までで、その後はもう通常に戻るということですか。しかし、災害復旧で、まだきちっと復旧もできていない方というのはおられると思います。そういう方に対する減免措置というのは何とかできないものかというふうに思うんですが、もう一度お答えください。

（市民部長 上谷一巳君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 上谷市民部長。

〔市民部長 上谷一巳君 登壇〕

○市民部長（上谷一巳君） 災害減免につきましては、4月、5月、6月の適用とさせていただきます。

予定しておりますけれども、その後において、いわゆる他の減免が適用できる範囲内であれば、減免の適用はしていきたいと、こう考えております。ただ、そこにはさまざまな要件がございますので、今回職権で処理させていただく災害減免につきましては、4月、5月、6月の3カ月の減免と考えております。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) ぜひともさまざまな減免措置があると思いますので、それを適用できるようにきちっと行っていただきたいということを申しておきます。

次に、確定申告について、質問には農業所得と分かれておるんですが、一緒にやりますので、よろしくをお願いします。

まず年金所得者の方について申しますと、確定申告をしていない方もおられるというのが多いと思います。確定申告をすれば軽減できる要素が幾つかあると思います。確定申告をすることによって、住民税、国保税が決まってきます。軽減を受けられるようになると思いますので、どれだけの方が確定申告をしているのか、また申告するよう市として啓発は行われているのか、まずお聞きします。

(市民部長 上谷一巳君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 上谷市民部長。

[市民部長 上谷一巳君 登壇]

○市民部長(上谷一巳君) まず冒頭の御質問ですけれども、平成30年度の課税状況の調べ、いわゆる統計数値でございますけれども、農業所得者、主たる収入が農業所得ということになるわけですけれども、農業所得者につきましては住民税で納税義務者が215名でございます。そのうち確定申告の数字というのは、こちらのほうでは掌握をいたしておりません。住民税におきましての納税義務者が215名ということになります。

次に、申告の御質問になりますけれども、国民健康保険税の税額の賦課決定につきましては、年金所得、給与所得のみの方など、確定申告を要しない方は年金支払報告書や給与支払報告書の法定調書を根拠に決定をしております。国保世帯で法定調書の提出のない方につきましては、軽減判定とする所得額の根拠がないため、軽減の対象とはなりません。軽減の有無にかかわらず、法定調書などの提出のない方につきましては、自主申告を原則としておりますけれども、個別に申告勧奨を行っているところでございます。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) 個別にということになりますが、一般的に啓発等というのは行ってはおられないということでもよろしいんですか。重ねて、農業所得の問題も含めて申しますと、農業所得の方、兼業農家であったりするわけですけれども、税務署で農業所得が赤字の場合は所得は

ゼロ円にしてくださいという指導を受けたという方がおられます。以前にも質問しましたが、三次市としてはゼロ円にしてくださいとはしていなかったと思いますが、これは間違いないでしょうか。また、相談に来られた場合、どのようにそういう方に対しては対応しておられるのか、お聞きします。

(市民部長 上谷一巳君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 上谷市民部長。

[市民部長 上谷一巳君 登壇]

○市民部長(上谷一巳君) 納税相談につきましては、広報、また各戸へ申告相談日の案内を配布させていただいております。先ほど言いました申告のない方につきましては、個別に郵便として申告勧奨を行っております。

次の御質問ですけれども、税務署において農業所得をゼロにしてくださいというような御指導があるという御質問ですけれども、農業所得の申告におきましては、収入より経費が上回る場合は白色申告、青色申告ともにマイナス所得となります。国民健康保険税の算定根拠となる総所得額も減額となります。税務署でマイナス所得になるとゼロ円で申告するよう指導を受けたとお聞きになったとのことですが、青色申告制度においては、青色申告の特別控除、最高65万円までが所得に対しての控除額となり、収支の結果生じた所得額についてのみ控除されますので、結果としてゼロ円の申告となる場合もあります。そういったケースでのお話ではなからうかと思われま。毎年2月15日から3月15日の申告期間中、課税課、支所職員により申告相談を受け付けておりますけれども、農業所得に限らずさまざまな相談に応じております。今後もし正しい申告となるよう、丁寧に相談に応じてまいります。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) 青色申告ということになるんですが、一般的に兼業農家とかやられておられる方は青色申告ですることほとんどないと思います。白色になるんです。白色になれば、ゼロ円にするのか、マイナスにするのかで大きく所得にかかわってきます。そこのところをきちっと啓発していただきたいということを申しておきます。本当に住民税、国保税の負担軽減になるようにしていただくというのが大事なことはないかというふうに思っております。どうかよろしく願いしておきます。

それでは、次に農業支援について質問いたします。新規就農交付金について質問いたしますが、このたび農林水産省は、新規就農者を支援する農業次世代人材投資事業は支給対象年齢を45歳未満から50歳未満に引き上げた。これはいいんですが、国の予算は昨年175億3,400万円から154億7,000万円、約20億円の減額になっております。三次市においては、新規就農者支援ということで、認定新規就農者育成支援事業、認定新規就農者機械等導入支援事業、新規就農者研修受入支援事業、認定農業者等育成事業、これらにかかわるものではないかと思っております。三次市において、これらの支援事業を受けておられる方はまずどれぐらいおられるのか、お聞き

します。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 中廣産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 国の農業次世代人材投資事業の就農の補助金を受給している者につきましては、現在、本市では10名の新規就農者の方がこの国の事業の交付金を受けています。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) 驚きました、10名しかおられないというのは、6月から予定されている交付金の支給ですけれども、受けられないとかいうことが起こってくるのではないかと、ちょっと不安を抱えております。例えば、12月にならないと支給を受けられないとかいう事例も発生しているようですが、三次市においてそのような事例は起こっているのか、起ころうとしているのか、お尋ねします。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 中廣産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 国の農業次世代人材投資事業につきましては、先ほど議員が言われましたように、制度の中身が今年度に入ってから、中間評価の基準でありますとか、補助金の要件、これが変更になり、また国の予算も減額となり、全国的には大きな波紋が広がっているところでございます。この制度は、次世代を担う農業者となることを志す者に対して、就農前の研修2年間、就農後の経営が確立するまでの5年間、1人当たり年間150万円が交付されるものでございます。先ほども御答弁しましたが、本市では今現在10名の方が認定新規就農者ということでこの制度を活用しておりますけれども、6月になって、広島県のほうから本事業の予算配分の方針が示されたわけでございます。年度途中で額の変更、減額といった場合、それぞれの営農計画でありますとか経済的、精神的にも大きな影響が及ぶものというふうに考えております。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) 10名の方に影響が出るということですね。そういうことになれば、せっかく新規就農で入ってやっていこうというのに、これが押し潰されようとしておるのではないかと、ということになれば、大体農業をやっている、3年で結果が出るわけではない要素も多々あると思います。支給打ち切りとかそういうことになった場合、せっかく農業をやろうとしておられる方が農業できなくなるということになりかねないんじゃないかと、非常に心配をしておる

ところなんです。今後もこういう方、農村に帰って農業をやろうと、Iターン、Uターンで来られる方、帰ってこられる方をつくっていかないと、三次市の農業は続けることができない状況も多々あると思います。もしそういうことになるならば、三次市として何らかの手だてを打っていく必要があるんじゃないかというふうに思います。その辺についてちょっとお聞きします。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 改めまして、おはようございます。ただいまの伊藤議員からの質問に対して、議論があります農業次世代人材投資事業、このことにつきましては、本当に突然の国からの通知によって路頭に迷われる方がいらっしゃるというふうな事実も伺っております。これから農業が新たなビジネス分野として成長していく可能性も大きくありますし、中には脱サラをして新たな決意で農業をしたいという方で、この補助金を頼りにされている方というものもいらっしゃいますし、またIターンとかUターン、そういった皆さんが就農する機会を奪うような制度になってはいけないというふうに考えております。

市としては、本年度について突然の変更ということでありまして、新規就農者の就労意欲とか生活支援をしていくため、また農業振興プランの重点施策に掲げる新規就農者の育成・確保を推進する観点からも、減額となった場合は一定の支援を検討していきたいと考えております。なお、本制度については市長会等を通じて国、県へ事業内容の見直しの要望を行っているところでございます。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) ありがとうございます。ぜひとも支援して、まだ10名という方ではありますが、これが10名、20名ということで、今後農業を続けられる方が三次市へ来られる、帰ってこられるという状況をつくっていかねば、農業というのはもうやっていけなくなる、土地を守っていけなくなるという状況になりかねないということで、ぜひとも支援をお願いしたいというふうに思います。

そういう中で、認定農業者ということになれば、大きなというほど大きなものではないにしても、支援をして、10名の方がやってこられているわけですが、農地集約とかいうことで、中間管理機構を通じて集約されておりますが、なかなかそれも進まないという状況もあると思います。農業を守るということで見ると、兼業農家、家族農業というのが主に占められている部分が多いと思います。こういう農家の皆さんに対しての何らかの支援が必要ではないかというふうに思うんですが、特に家族農業支援が大事になってくると思います。国連の「家族農業の10年」、これが世界の流れです。大型化、企業の農業ということではなくて、世界の流れは家族農業へ進んでいこうとすることが重要ではないでしょうか。そういう意味か

らも、農地を守り、担い手を維持していく上で、兼業農家や家族農家への支援が必要ではないかと思えます。この辺の支援策についてどのようにお考えがあるのか、まずお聞きします。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 中廣産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 本市では三次市農業振興プランに基づき、農業のすそ野を支える多様な担い手を育成するために、出荷用野菜や花卉のハウス、かん水施設整備などの導入支援や振興作物でありますアスパラガス、シロネギ、タマネギ、トマト、ホウレンソウやブドウ、梨、ユズなどの果樹、菊、リンドウ、トルコキキョウなどの花卉の生産出荷に対する支援、また国の産地交付金、いわゆる転作奨励金でございますけれども、少量多品目野菜等の生産出荷に対する市独自の単価の設定など、多様な小規模農家の経営規模に応じた農作物の生産振興や規模拡大に意欲的に取り組んでいただくよう、各種の支援事業を行っているところでございます。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) 幾つかの支援事業というのはあると思いますが、これがなかなか活用されていないんじゃないかというふうに私は理解しておるんですが、どの程度活用され、支援しておられるのか、もう一度お聞きします。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 中廣産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) まず出荷野菜、花卉ハウスの導入の昨年度の実績でございますけれども、申請件数が24件で、事業費でいいますと2,300万円余りで、市が1,500万円余りを補助しております。

それから、果樹、花卉の生産振興支援ですけれども、平成30年度、申請件数が21件、事業費で2,300万円余り、市の補助が1,000万円余りとなっております。

それから、産地交付金の少量多品目の生産出荷に対する支援ですけれども、人数が400名余りで、交付金が880万円余りの状況となっております。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) なかなか進んでおるとは思えない状況だろうと思います。なぜならば、田んぼがあちこちで荒廃してきておるといふ状況が見受けられるのが増えているのではないのでしょうか。高齢になり、もう今年から農業できないということも含めて、後継者ということになれば家族の子供さん、これらがどう農業を継いでくれるかというのが一番大事なこともなっ

てくるんじゃないかと思うんですが、なかなか若い人たちが帰ってきてとか、三次市に住んでいながら農業はしていないというのが現状ではないでしょうか。ここにもう少し力を入れて、農業できるようにしていくことが大事なことになるのではないかと思います。いろいろな制度を活用してもらうことも含めてもちろんあると思いますが、やはり先ほども言いましたが、国連の「家族農業の10年」、農地というのは家族によって守られ続けてきた歴史があるわけです。これを守っていくのが家族農業ではないでしょうか。大型化する、企業が参入することで解決できるものではないということを申して、次の質問に移りたいと思います。

災害に強いまちづくりについてということで、質問させていただきます。

浸水被害軽減対策の目標設定ということで、国土交通省が浸水被害軽減対策の目標設定では、30年に1回程度の雨、例えば昨年7月の豪雨に対して、床上浸水の解消を図ることを目標とするとしていますが、30年に1回床上浸水を守るということになれば、床下浸水はもうやむを得ないのかというふうに解釈してしまうんですが、私だけでしょうか。この辺で、市としての目標というのも国の目標と同じように考えておられるのか、お聞きします。

(建設部長 坂井泰司君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 坂井建設部長。

[建設部長 坂井泰司君 登壇]

○建設部長(坂井泰司君) 畠敷・願万地地区では、国、県、市及び学識経験者で構成された内水対策検討会において、昨年7月豪雨の雨量でも床上浸水とならないよう、目標を設定したところです。本市においては、その方針に基づきまして、国、県と連携して床上浸水とならないよう対策を進めていく考えでございます。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) 床上浸水にならないということになれば、床下浸水はもうやむを得ないというふうに解釈してもよろしいでしょうか。

(建設部長 坂井泰司君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 坂井建設部長。

[建設部長 坂井泰司君 登壇]

○建設部長(坂井泰司君) 浸水による家屋の被害は、浸水深さによって大きくなります。一般的に内水対策はハード対策とソフト対策を一体に実施して、内水被害を効果的に軽減する必要があります。床下浸水を全て解消するとなると、膨大な費用が必要となります。このため、被害額が甚大となる床上浸水の解消を優先して行うこととしております。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) 床下浸水はやむを得ない、床上浸水だけを守ろうとしておるということに

しか、もう私には聞こえないんですが、床上浸水であれ床下浸水であれ、浸水することには変わりはない。ただ、被害の状態というのはあるけれども、床下浸水になったらどういう状況になるか。当然、宅地内に水が入ってくるわけですから、床下は浸水し、湿気が来てしまうと。これによって建物の老朽化が早くなるということも含めてあるわけです。これが、例えば10年に1度ずつ来れば、30年に3回来る。床下浸水になってしまうということも考えられるわけです。だから、内水対策は当然排水ポンプの設置というのは大事なことではあるけれども、内水をどう流していくかということも含めて検討しながら、国土交通省が出したシミュレーションだけでなく、現地に行って、川の流れがどう変わっていくのかということも見る必要があるんじゃないか。例えば、川の流れの中に木が1本ひっかかれば、そこがダム役割を果たせば、当然床下浸水、床上浸水になりかねんことも含めてあるわけです。そこら辺がきちっとして、水がきちんとポンプ場まで流れていくことになれば、床下浸水も解消できるんじゃないでしょうか。畠敷でいえば、4本の川をきちんと排水できるところまで持っていき、そこで大きなポンプを、仮設も含めて設置してやれば、床下浸水も解消されるんじゃないかというふうに私は思うんですが、その床下浸水になる地域については、建築確認をおろされて、家を建ててもいい許可を出している以上は、市が守る必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、もう一度その辺の見解をお願いします。

(建設部長 坂井泰司君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 坂井建設部長。

[建設部長 坂井泰司君 登壇]

○建設部長(坂井泰司君) 確認申請につきましてですが、床下浸水のおそれがあるからだめというような形での許可の条件にはなっておりませんで、その地域に合ったというか、法的に道が接道して敷地の条件が整っており、建築が整っておれば、確認申請がおりるようなことになっております。ただ、床下浸水を防ぐということになりますと、膨大な費用がかかるということもありまして、市内でたくさんの箇所が今回内水被害に遭っておりますけれども、そこら辺へどうしても行き渡らせる必要もありますし、現在のところ、床上浸水を防ぐということで検討委員会で決められた方針に従って、市としては進めていくというように考えてございます。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) 以前にも私、質問したんですが、今も出ましたけれども、畠敷・願万地区だけではない地域での床下浸水、かなりの数あったと思います。寺戸、中所、十日市の西あたり、栗屋もそうです。それ以外に1軒、2軒と、川地もあります。河内も3軒の方が浸水されました。これを守れないということで、もう守れないんだというのではなくて、私は前にも言いましたけれども、ポンプが1台据えられれば守られたということです。そういうことも含めて検討はしておられるとは思いますが、内水をどう排水していくか、排水してたまったところからどう本川へ排水するかというのは、もうポンプしかないわけです。高いところへ水は上

がりませんから。そういうことをぜひとも考えておかんと、臨時設置も含めて、内水の流れをどうするのか。これは今ある水路をある程度直せば解決する地域も恐らくあると思います。私も何カ所か見て歩いたんですが、例えば小さい水路でも水が流れない。もともと田んぼだったところですから、田んぼの用水路として活用していたものへ、周りが住宅になって排水が流れてくる、オーバーフローする、もう下へ流れていかない。そこへごみがひっかかれば、当然床下浸水とか起こってくるわけです。そういうところをきちんとしておけば、大方床下浸水にもならんということも含めてあると思いますが、その辺の考え方は検討する余地があるのかどうか、お聞きします。

(建設部長 坂井泰司君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 坂井建設部長。

[建設部長 坂井泰司君 登壇]

○建設部長(坂井泰司君) 河川内の樹木の伐採やしゅんせつについては、的確に対応するよう努めてまいります。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) それは河川の中の伐採です。それは当然やっていかなきゃならんのですが、内水の、例えば小さい川であっても、そこに木が生えてきたり草が生えたりごみがひっかかったりという状況が起こる要素というのがあるわけです。それをきちっと管理というか撤去できるようにしておくということが一番大事なんじゃないかということを私は言うておるんですよ。それも含めて、ぜひとも見直して、現地に行って、足を運んで、地元の人話を聞きながら、ここはこうしたらええ、ああしたらええというような、こうやったらこの水がこっちに流れるんですということが必ずわかると思います。そういうことをぜひとも取り組んでいただいて、三次市としては床下浸水も何とか守れるよと、30年に1回の水害でも守れるんだという状況をつくらんと、安心して市民が暮らせるという状況にはなっていないということを私は言っただけで、ぜひともそういうことも含めて考えていただきたいと思いますが、もう一度御所見をお願いします。

(建設部長 坂井泰司君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 坂井建設部長。

[建設部長 坂井泰司君 登壇]

○建設部長(坂井泰司君) 畠敷・願万地地区以外においても、内水対策につきましては、現在建設部のほうで浸水状況の調査を行っております。その結果を踏まえて考えていくことになりましたが、それぞれの地域で、地形や先ほどありました水路の状況、土地利用の状況、そういったことが異なっておりますので、その地域ごとに検討させていただきたいと考えております。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 伊藤議員。

〔2番 伊藤芳則君 登壇〕

○2番（伊藤芳則君） 確かにやっていただけるということを確認持って言ってもらいたいんですが、本当に浸水に遭われた方というのは大変だったと思います。今回、床下浸水にも3万円の見舞金を出していただきました。宅地が崩れた分も1,000万円に対して3分の2を出していただくということをしていただきました。本当にありがたかったということが、私のところにも声が届いております。そういうことを、床下浸水なければ床上浸水も当然起こらないわけですから、床下浸水をどうなくしていくかということとをぜひとも検討して、細かい対応をしていただけるように国土交通省、県と協力しながらやっていただきたいと思います。特に国土交通省の管轄でない県の管轄のところなんかは、ほとんど手が回っていない状況もあります。堤防が崩れていても、いまだに復旧計画に載っておりません。そういう状況もあるということとをぜひとも知って、今年もし大雨、大洪水が起これば堤防が決壊しかねないということも含めてあるということとを申して、4分ありますが、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小田伸次君） 順次質問を許します。

（1番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 藤岡議員。

〔1番 藤岡一弘君 登壇〕

○1番（藤岡一弘君） おはようございます。若次会の藤岡一弘でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告に従い、大項目で4点質問いたします。

このたび行われました三次市議会補欠選挙におきまして、多数の市民の方々の信任を頂戴し、このたび三次市議会議員になることができました。年号が新たにかわり、次の時代に移行した令和元年となる本年に、私の生まれ育ったこの三次というまちで、議員として、三次市議会の諸先輩方や市役所など行政にかかわる方々、そしてまちづくりにかかわってこられた地域の皆様とともに、これからの三次市の発展に尽力できることを誇りに思います。これまでの歴代の市長、そして議員、地域の方々が発展し、紡いできたこのまちをさらに発展し、地域の人々にとってより住みよいまちになるよう、一生懸命取り組んでまいります。限られた時間ではございますが、聞かせていただいたまちの声を、この市政に届けさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず大項目1つ目として、福岡市長の所信表明について質問いたします。

まずは福岡市長、このたびの三次市長への御就任おめでとうございます。福岡市長は三次市行政の舵取り役、平たく言えばリーダーとしてこれからのまちづくり、暮らしづくりに取り組んでいかれるものと思います。福岡市長は5月に開かれた臨時会で所信表明を行われました。その所信表明は、現在の三次市のホームページにも掲載されています。その所信表明の中で、「市民の皆さん、議員の皆さんの声を丁寧にお聞きしながら、声に寄り添い、新しい三次づくりに向けて前進していかなければならないと決意を新たにしている」と発言されました。この「声を聞く」ということは、さまざまな住民生活のニーズに応え、より住みよいまちづくりを

行うだけでなく、福岡市長が言われました少子高齢化や過疎化などの課題に向けて、新しい三次づくりに向けて前進していくために必要不可欠なことだと私も思います。では、現場にこそ答えがあるという考えのもと、市民の皆様の声、具体的にどのように取り組んで聞いていこうと考えているのか、質問いたします。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 藤岡議員の御質問にお答えする前に、改めて藤岡議員、このたびの市議会議員選挙補欠選挙におきましては、大変多くの市民の皆様の期待を背負って当選されました。この期待をしっかりと受けながら、これから若い世代の声や地域の皆さんの声といったものをしっかりと吸い上げていただきながら政治活動に邁進されるよう、私も期待をしております。どうぞ一緒になって、この三次の将来のまちづくり、あるいは新しい時代に向けた地域づくりについて、御尽力いただければと思っております。

ただいま御指摘のあったとおり、やはり市民の皆様の声というのは本当に大切であり、民主主義の政治の根幹ではないかと私は感じさせていただいております。これまで三次を築いてこられた先輩方からは、今までの経験を生かしたまちづくりに対するさまざまな御意見を聞かせていただきたいと思っておりますのは当然でありますけれども、やはりこれまで若い世代の皆さんがまちづくりとか政治に参加するというのは、なかなか機会が少なかったというふうにも受けとめられる部分があります。したがって、未来の三次を築く力と希望があることを実感し、自分たちがずっと住み続けたいまちをつくるために、自分たちに何ができるのかをともに考えていきたいというふうに思います。広く市民の皆さんと意見を交わし、皆さんの声を聞かせてもらう。そして、みんなと一緒にさらに住みやすい、新しい三次をつくっていくという思いを持って、一步一步前進させていただきたいというふうに思います。

そして、やはり私が大切にしているのは、現場というのは本当にそこに答えがあるというふうを考えさせていただいております。就任してまだ2カ月余りでありますけれども、今いろいろな地域に出向かせていただいて、いろいろな行事に参加させていただいたり、いろいろな総会に参加させていただく中で、現場の声や課題、問題点というのも認識できる機会というのは多くあります。私もそういった機会を通じて、課題は何なのか、皆さんが求めているものは何なのかということを整理する中で、予算に反映していきたいというふうに考えておりますし、皆さんと同じように、市民の皆様の期待に応えられるように努力してまいりたいというふうに考えております。

(1番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 藤岡議員。

[1番 藤岡一弘君 登壇]

○1番(藤岡一弘君) ただいまお答えいただきました中で、現場にこそ答えがあるというところで、実際、福岡市長が市議会議員のころに、市政懇談会や地域懇談会などが開催されて、福岡

市長も当時参加されたかと思えます。実際に質問といたしましては、新たな執行部となって、福岡市長はそういった市政懇談会や地域懇談会を行っていくお考えがおりなのか。まず質問いたします。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 地域懇談会やまちづくり懇談会を開催する考えがあるかということでありまして、今までどおり、この三次市内19の自治連合会でこれまで行政懇談会的ないろいろな会合がありました。もちろん私もそういった部分については、地域の皆さんの思いや住民自治組織の皆さんの課題をしっかりと聞く絶好の機会と捉えておりますので、そのことについては引き続きやっていきたいというふうに考えております。

(1番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 藤岡議員。

[1番 藤岡一弘君 登壇]

○1番(藤岡一弘君) こういった市政懇談会、まちづくり懇談会は開かれた場として、市民の皆さんからさまざまな声を聞く機会だと思いますので、ぜひ開催していただきたいと思えます。ただ、私も議員にならせていただく前に、各地域のまちづくり懇談会に参加させていただきました。その場で感じたことは、こんなにも三次のことを、地元のことを考えてくださっている方々がたくさんいるのかと感動した反面、そこに若い人の姿というのが余り見られなかった。つまり、従来の市政懇談会であったりまちづくり懇談会というのは、確かに地元のことをよく御存じでいるシニアの方々の出席は多いのですが、実際に今、汗を流して働いている若い世代の人たちの声というものは、どうしても届きにくい現状があるかと思えます。では、そういったこれからの世代、未来をつかっていく若い世代の人々の声を聞くために、どのように行政として取り組んでいこうとお考えになられていますか、質問いたします。

(総務企画部長 中村好宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 中村総務企画部長。

[総務企画部長 中村好宏君 登壇]

○総務企画部長(中村好宏君) 市政懇談会に若い世代の方の参加が少ないことは課題というふうには認識しております。御指摘のように、シニア層を始め若い世代の中でも働いている方、学生、子育て中の方など、さまざまな立場、職種の方の声を聞きながら、まちづくりを進めていくことが大切と考えてございます。これからの新しい三次をつかっていくためには、さまざまな世代の方の声を聞き、取り組んでいくことが必要と考えてございます。

今後、開催場所や時間帯など、今までのやり方にとらわれず、若い世代の方が参加しやすい形についても検討してまいりたいと考えてございます。

(1番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 藤岡議員。

〔1番 藤岡一弘君 登壇〕

○1番（藤岡一弘君） ありがとうございます。若い人の声というのは、やはりこれからの三次をつくる上で必要不可欠なもの1つだと思いますので、ぜひとも開かれた場で若い人たち、そしてシニアの方たち、そして子供たち、さまざまな世代の声を聞いていただきますようお願いいたします。

では、この意見交流について最後の質問として、福岡市長の所信表明の中に、市民の方々にまちづくりなどに積極的に参加していただきたいとあったのですが、積極的に、これまで以上に参加していただくために、三次市として、また行政としてどのように取り組んでいきたいと思うか、改めてお聞きします。よろしく願いいたします。

（総務企画部長 中村好宏君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 中村総務企画部長。

〔総務企画部長 中村好宏君 登壇〕

○総務企画部長（中村好宏君） 先ほど御答弁いたしましたとおり、新しい三次市を市民の方と築いていくためには、さまざまな世代の方の声を聞くことが必要というふうに考えてございます。そのためには、子育て世代や若い世代の人たちが集まる場所にこちらから出向いて話を聞くことも必要というふうに考えてございます。こうしたことから、先ほど申しましたとおり、開催場所や時間帯、曜日など、これまでのやり方にとらわれず、若い世代の方が参加しやすい形につきましても検討してまいりたいと考えてございます。

（1番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 藤岡議員。

〔1番 藤岡一弘君 登壇〕

○1番（藤岡一弘君） 繰り返し質問いたしまして、お答えいただきありがとうございます。

やはりこれからのまちづくりにおいて、市民の皆様の声というのは新しいまちづくりを構成する重要な部分になってくるかと思っておりますので、ぜひ積極的に声を聞いていただきますようお願い申し上げます。このお願いをもって、次の大項目2番の質問に移らせていただきます。

では、大項目2つ目の質問といたしまして、三次市の小・中学校の教育への取組について質問いたします。中項目を2つ用意しております。

中項目1つ目といたしまして、不登校児童及び生徒について質問いたします。文部科学省が2018年に発表した「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」によりますと、年間30日以上欠席した不登校の子供の数は、全国の小・中学校合わせて約13万3,000人に上り、4年連続で増加しております。このうち小学校は3万448人、中学校は10万3,235人であり、小学校は全児童の約1%、中学校では4.1%が不登校となっています。このように、不登校となっている子供たちの数は年々増加し、日本の社会全体の問題として、ニュース番組や新聞に特集されることが多くなっております。

それでは、こういった全国で不登校の児童生徒が増えている状況で、現在の三次市内の不登校児童生徒の人数についてお伺いいたします。また、市として不登校の主因となる原因につい

てどのように把握されているのか、あわせて質問いたします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 藤岡議員のほうから、今、不登校の児童生徒にかかわっての御質問をいただいたところであります。この中で、人数のお尋ねがありましたのでお答えしたいと思います。数でありますけれども、前年度分でありますけれども、平成30年度分につきましては、県の教育委員会のほうに報告をいたしている数でございますけれども、平成30年度における三次市の不登校の数でございますが、小学校では17人、中学校では43人でございます。

また、あわせてその要因となるのはどういうものであるかということでお尋ねがございましたけれども、不登校の要因は小・中学校ともに、人間関係や家庭における問題により不安になり不登校になるケースが多くなっております。この傾向は全国とも同様な傾向にあらうかと思いますが、家庭における問題を始め、不登校の原因に同じものはなく、原因は複雑化、多様化しているのも現状でございます。

(1番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 藤岡議員。

[1番 藤岡一弘君 登壇]

○1番(藤岡一弘君) ありがとうございます。予想よりも多い人数ということに正直びっくりしております。やはり家庭にかかわる状況であったり複雑な人間関係、人間関係における原因で、主にこの不登校児童及び生徒においては、不安を持っている、悩みを持っているということが想定されます。それでは、そういった不登校児童生徒の抱える悩みに対して、三次市としてはどのような心のケア、そしてもちろん不登校ということは学校に行けていないということですので、学校で受ける教育を現在受けることができません。では、そういった学習支援についてどのように取り組んでおられるのかお聞きいたします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 不登校児童生徒に対する本市の取組についてお尋ねをいただいたところであります。先ほど申し上げましたが、一人一人の状況が複雑化、多様化しているということであれば、一人一人に丁寧に対応していく必要がございます。学校におきましては、スクールカウンセラーなどの専門家にもかかわってもらいながら、一人一人の不登校の要因とその状況に応じた対応策を考え、取り組んでいるところであります。

その中で、心のケアについてでございますけれども、児童生徒の心のケアを行うために、本年度は全ての学校にスクールカウンセラーを配置いたしましたところであります。スクールカウンセラーは不登校等の未然防止のために、全ての児童生徒と面談を行い、実態の把握とその支援方法にかかわってアセスメントを行ってまいります。そのアセスメントをもとにいたしまして、

不登校児童生徒やその保護者に対して、心のケアを行っております。また、一人一人の実態に応じて、必要があれば保護者に医療機関等を紹介し、より専門的な心のケアを受けることができるように連携をしているところでもあります。なお、教職員はスクールカウンセラーから一人一人の児童生徒に応じた寄り添い方を学ぶことで、組織として同じ方法で不登校児童生徒に対して接し、心のケアを行っているところでもあります。

また、あわせて学習支援についてお尋ねをいただきました。学習支援といたしましては、登校できても教室に入りづらい児童生徒であれば、例えば温かい雰囲気迎え入れられるように配慮するとともに、教室以外で入りやすい部屋として保健室や相談室などを活用しつつ、学習支援を行っているところでもございます。

また、登校することが難しい児童生徒については、学校以外で学べる場として、教育委員会が設置しております、国でいいます教育支援センターである適応指導教室において学習支援を行っているところでもございます。家から出ることが難しい児童生徒に対しましては、定期的に担任等が家庭訪問を行い、個々の状況に応じた学習支援を行っている。これが現在三次市が行っている取組でございます。

(1番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 藤岡議員。

[1番 藤岡一弘君 登壇]

○1番(藤岡一弘君) ありがとうございます。学習支援におきまして、適応指導教室で学校に行きにくい生徒は指導していると、学習支援をしているとのことでしたが、この適応指導教室というものはどちらに設置されているのかということと、現在わかっている範囲で構いませんので、その適応指導教室の利用人数をお答えいただければと思います。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 三次市教育委員会で設置しております適応指導教室についてのお尋ねであります。この適応指導教室でございますけれども、これにつきましては三次市においては平成7年に開設いたしましたところでありまして、平成30年度、入級や見学などをした小学生の数は7名、また11名の中学生が入級あるいは見学ということで、この適応教室を利用しております。現在、この適応指導教室でございますけれども、三次市の生涯学習センターの中に位置づいております。

(1番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 藤岡議員。

[1番 藤岡一弘君 登壇]

○1番(藤岡一弘君) これまで小学生が7名、中学生が11名ということであったのですが、非常に少ない人数ではないかと思っております。現在、小学生が17名、中学生が43名いる中で、残り生徒が利用していない。やはりこういった適応指導教室というものにも、不安やまた壁を感じてい

る児童生徒が多いということではないかと思えます。先ほど申しました不登校児童生徒13万3,683人のうち、90日以上長期欠席の児童生徒は、小学校では1万3,736人、中学校では6万3,706人いるとの調査結果が出ております。つまり、不登校児童生徒の半分以上が超長期欠席となっています。長く欠席するという事は、その間児童生徒が教育を受ける機会を失っているということです。適応指導教室に生徒が余り行っていない。これは教育を受けることができていないということのあらわれではないかと思えます。これに対応するために、続いての質問に移らせていただきます。

これに対応するために、不登校児童生徒の支援を進めることを目的とした教育機会確保法が平成29年2月に施行されました。これにより、不登校児童生徒への教育機会の確保がよりしやすくなったと。大きな取組が可能となりました。

質問といたしまして、こういった教育機会確保法にのっとり、市としてはどのような取組を行っているのか。先ほどの質問とあわさるところもあるかもしれませんが、この平成29年以降の新たな取組があれば、ぜひお聞かせ願いたいと思えます。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 議員のほうから教育機会確保法についてのお尋ねがございました。答弁に入らせていただく前に、先ほどの適応指導教室を利用した平成30年度の子供たちでありますけれども、この中には学校復帰ができたり、あるいは高校進学とともにまた学校へ通っている児童あるいは生徒もいるところであります。例えば、平成30年度で申し上げますと、小学生では5人の児童が学校復帰をいたしております。また、中学校におきましても6人の生徒が高等学校の進学等により復帰ができたということで、それぞれの頑張りをしっかりと今後も認めていきたいと考えているところであります。

教育機会確保法であります。義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律というのが、国が出しております正式の名称でございますけれども、三次市では不登校児童生徒の社会的自立に向けて、平成7年度に先ほど申し上げましたように適応指導教室を設置いたしました。これまで続けてきたところであります。開設当時であります平成7年のときには県内では6カ所目となる開設であったように記憶しております。これによって、不登校児童生徒に対しまして、学校以外の場での教育機会の確保に努めてきたところでもあります。また、先ほど議員がおっしゃいました平成28年度に文部科学省の「不登校児童生徒の支援の在り方について」ということで通知が出された際、教育機会確保法が施行されるということが決定いたし、その通知がございました。これにかかわりましては、三次市のほうでも市内の学校へ周知を図っているところであります。これまでの適応指導教室を含めしっかりと連携をしながら、子供たちに寄り添った教育となっていくよう通知をしたところでございます。

(1番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 藤岡議員。

〔1番 藤岡一弘君 登壇〕

○1番（藤岡一弘君） ありがとうございます。適応指導教室で、生徒が不登校であったとしても、それぞれが頑張り、また学校復帰していると。その生徒自身の頑張りというものは認めております。さらに、そういった生徒、また保護者の方々は、この適応指導教室を利用して高校進学されたということは非常にうれしいことだと思います。しかし、今、教育長が言われました小学校17人、中学校43人の不登校児童生徒に対して、やはり適応指導教室に通っている生徒が少ないと思われます。残りの生徒はどこでこういった教育であったり、学習支援を受けているのか。市としては、現在把握されていますでしょうか。お答えいただければと思います。

（教育長 松村智由君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 松村教育長。

〔教育長 松村智由君 登壇〕

○教育長（松村智由君） 適応指導教室以外ということで、今お尋ねがございましたが、学校へ通学している子供たちの中にも、当然教室以外の場所でも受けている児童生徒がおります。こういった児童生徒につきましては、例えば教室に入りづらい状況があれば保健室等、あるいは相談室等を利用して、学校のほうでも指導を行っております。学校へなかなか来ることができない児童生徒にかかわりましては、先ほども申し上げましたが、学校のほうから担任等が家庭訪問を行って、そして状況を把握したり、あるいは本人と話をする、さらには保護者との連携をとる。また学習にかかわりましては、学習教材等、プリントでございますけれども、こういったものを自宅のほうへ持っていき、本人のペースで行っていくよう、連携を図っているところでもございます。また、そういう状況も含めて、適応指導教室へは、先ほど申しましたが、直接訪れていただいて、適応指導教室はどのような活動をしているかということも御案内する中で、一人でも多く利用いただくよう促しているところでもございます。

（1番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 藤岡議員。

〔1番 藤岡一弘君 登壇〕

○1番（藤岡一弘君） ありがとうございます。適応指導教室のこれからの周知もしていただきますようお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

先ほど松村教育長から、適応指導教室以外の場では、学校からプリントを配付して、それぞれの生徒で、自分のペースで学習をしてもらっているというふうに言われたんですが、そもそも授業を受けずにプリントが解けるかという疑問を今抱きました。私は、教育機会を確保する場所として、フリースクールという民間運営の組織があるかと思えます。松村教育長も恐らくフリースクールという言葉自体は御認識いただいているかと思うんですが、このフリースクールという場所は、こういった不登校児童及び生徒が通い、学習支援を受ける場としても現在利用されております。ほかの市では、ガイドラインを作成し、フリースクールを学校の出席扱いとして認めるところもあります。現時点では、三次市はフリースクールをどのように捉えているのか。また民間のフリースクールは、現在、三次市は出席扱いとして認定されておられません

が、今後フリースクールを出席扱いとして認定するお考えがあるのか。その考えをお伺いいたします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 議員のほうからフリースクールにかかわって御質問いただきました。フリースクールというのは、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体ということで、国のほうが定義づけたものでございまして、現在、他市というふうなことで御紹介いただいておりますが、我々のほうが確認させていただいておりますのは、県内で今3市あるいは4市で推移しているものであろうかと捉えております。

そこで、フリースクールについてでございますが、三次市におきましては、学校復帰や社会的自立に向け努力する不登校等児童生徒に対しまして、相談、指導をする学校以外の民間施設をフリースクールというふうにとらえていこうというところで定義づけをしようといっております。教育機会確保法におきましては、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられる学校づくりを進めるため、一人一人の不登校等児童生徒の状況に応じた支援の充実を図るよう、規定をされているところでもございます。学校以外の民間施設において、先ほど議員もおっしゃいましたが、努力している児童生徒がいる場合は、その努力を認め、相談、指導を受けた日数を学校において出席扱いとすることができるよう、一定の基準を設ける検討を進め、教育委員会会議において意見をもらう予定にいたしているところでございます。

(1番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 藤岡議員。

[1番 藤岡一弘君 登壇]

○1番(藤岡一弘君) ありがとうございます。現場の声といたしまして、学校という建物自体に嫌悪感を抱いている児童生徒もたくさんいると聞いております。こういった生徒の頑張りを出席扱いとして認めるべきであり、ガイドライン作成を至急に取り組んでいただきたいと思っております。不登校において、悩みを抱えている児童生徒はたくさんいます。それと同時に、その保護者の方々や学校の担任の先生方も、どのように支援をすればいいのか悩まれている部分は大きいと思います。また、児童生徒自身がどうにか一歩を踏み出そうと精いっぱい努力をしても、子供たちの閉ざされたドアの向こうにある新しい世界をノックしても、なかなかドアが開かないんです。そういった子供たち、前に踏み出そうとしている子供たちを我々大人が支援していかなければならないと思っております。そして、それは行政の役割でもあると思います。ただいま質問いたしましたとおり、フリースクールの出席扱い、そして定期テストであったり、そういった出席をフリースクールという場で行うことができる。そういった取組は児童生徒だけではなくて、保護者の方々と児童生徒の心配をされている学校側の方々を助ける手段でもあり、至急取り組む案件であると思っております。

最後になりますが、我々大人と子供の感じる時間というのは非常に違うかと思います。なぜ

かと申し上げますと、子供たちには1年生から2年生に上がる進級や3年生のときの受験といった区切りとしてのイベントがございます。そういった受験であったり進級に間に合うように、至急ガイドライン作成に取り組んでいただきますようお願いをいたしまして、続いての中項目2つ目の質問に移らせていただきます。

続いて、中項目2つ目といたしまして、三次市の小・中学校の給食について質問いたします。

まず1つ目に、平成30年3月に発表されました三次市学校給食調理場再編基本計画について質問いたします。現在、三次市学校給食調理場再編基本計画の進展状況について、新執行部になり、どのようにこの基本計画を推進、または進展させていこうとお考えになられているのか、お聞きいたします。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 長田教育次長。

[教育次長 長田瑞昭君 登壇]

○教育次長(長田瑞昭君) 平成30年3月に三次市議会、全員協議会にお示ししました三次市学校給食調理場再編基本計画案についての進行状況はどうかということでもございました。この間、昨年11月から今年2月まで6回かけまして、この再編計画案につきまして、保護者の説明会もさせていただいております。いただいた御意見については、今後の調理場再編を決定していく過程で参考にさせていただきたいというように考えているところでございます。なお、議会でも教育民生常任委員会においても継続して御議論いただいていると思いますので、今後につきましても議会の御意見をお聞きしながら、今後再編の方向性を出していきたいというように考えております。

(1番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 藤岡議員。

[1番 藤岡一弘君 登壇]

○1番(藤岡一弘君) ありがとうございます。これから議会や教育民生常任委員会を通して再編計画を進めていくということであったのですが、この再編計画、現在ある13調理場から1調理場方式、もしくは7調理場方式、そして13調理場方式というふうにあ案が出ております。食育基本法というものが新たに誕生し、広島県といたしましても、地元の食材を使った給食をつくるよう各市町村に、各学校に提案されています。三次市といたしましても、この基本計画におきましては、地元の食材使用率を30%と掲げておりましたが、そもそも30%という根拠と、実際に30%という数字は達成できるのか。もし現段階で30%を達成できるという根拠がわかっているればお答えいただければと思います。よろしくお願いたします。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 長田教育次長。

[教育次長 長田瑞昭君 登壇]

○教育次長(長田瑞昭君) 議員お尋ねの本市の地産地消率のことかと思えますけれども、そちらの達成についてのお尋ねでもございました。本市におきましては、これまでもそうですけれども、

食材の調達については農家の皆さんを始めとする地元生産者や市内の業者の協力をいただきながら、行ってきました。引き続き地元食材を優先的に調達していきたいという考えは変わっておりません。

その根拠についてですけれども、本市の食育推進の計画にのっとり行っているところでございます。この目標に向かいまして努力をしていく方向でございます。

(1番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 藤岡議員。

[1番 藤岡一弘君 登壇]

○1番(藤岡一弘君) やはり地元の食材、地産地消率30%と定めていただき、学校給食に農家の方々が自分の野菜を提供するという事は1つの誇りであり、自信にもつながるということと私は考えております。それと、13調理場方式や7調理場方式、1調理場方式といろいろあるんですが、現在予定としている再編計画の中に、ぜひ13調理場を、食育という地元の野菜を使用するという観点から御検討いただければと思っております。老朽化により再編する必要があるということも理解できるのですが、食育という教育として学校給食を捉えたら、たとえお金をかけたとしても、13調理場方式を選択することが有意義なものになるかと思っております。そういったお願いをもちまして、中項目2つ目の三次市の小・中学校の教育への取組について終了いたします。

それでは、大項目3つ目に移らせていただきます。自然災害における防災・減災について質問いたします。

中項目といたしまして、平成30年7月豪雨について質問いたします。平成30年7月豪雨における被害に遭われた方にこの場をおかりしてお見舞い申し上げます。実際にまず平成30年7月豪雨において、三次市内の河川堤防内の浸水被害状況を自治連合会単位でお答えいただければと思います。お願いいたします。

(危機管理監 川村道典君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 川村危機管理監。

[危機管理監 川村道典君 登壇]

○危機管理監(川村道典君) お答えいたします。平成30年7月豪雨における三次市内の河川堤防内の浸水被害状況、床上・床下、農耕地などにつきましてでございますが、6月6日現在の罹災証明を集計いたしまして、住家・非住家の合計でまずお答えをさせていただきます。

まず河内、床上1件、床下3件、三次、床上96件、床下41件、粟屋、床上23件、床下1件、川地、床上15件、床下23件、青河、床上2件、床下11件、十日市、床上3件、床下10件、酒屋、床上5件、床下3件、八次、床上88件、床下75件、和田、床上5件、床下14件、神杉、床上11件、床下8件、田幸、床上10件、床下7件、川西、床上ゼロ件、床下3件、君田及び布野につきましては、床上、床下ともゼロ件でございます。作木、床上2件、床下ゼロ件、吉舎、床上9件、床下25件、三良坂、床上2件、床下21件、三和、床上8件、床下16件、甲奴、床上4件、床下15件、合計で床上浸水が284件、床下浸水が276件、計560件となっております。

農耕地等につきましては、被害件数が、市全体で凝縮ですが、被害件数が約700件となっております。

(1番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 藤岡議員。

[1番 藤岡一弘君 登壇]

○1番(藤岡一弘君) ありがとうございます。やはり非常に多くの地域でこういった内水被害に遭われている御家庭が多いのかと思います。

では、各地区の被害に共通した課題は何か。各地区ごとの被災の主因と減災に向けた今後の対応策として、何かお考えをお持ちになっているか質問いたします。

(危機管理監 川村道典君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 川村危機管理監。

[危機管理監 川村道典君 登壇]

○危機管理監(川村道典君) 内水被害の各地区に共通した課題についてでございます。昨年7月の豪雨では、三次市雨量観測所において365ミリの2日雨量を記録いたしました。また、尾関山地点で毎秒6,312トンの最大流量を観測しております。このように、雨量、河川水位とも昭和47年7月の豪雨災害に匹敵するものでございました。ただ、これほどの雨量、水位にかかわらず、河川外水の市街地への流入及び人的被害の発生を防止できたのは、47年災害以降、堤防のかさ上げや河川改修等が計画的に推進されたことによるものと考えております。一方、内水被害につきましては、畠敷町、三次町始め、先ほど申し上げたように、相当数の被害が発生いたしました。その最も大きな要因といたしましては、47年災害に匹敵する大雨と主要河川の増水によって外水位が高くなり、増水した小河川の水が排出できなくなって、土地が低いところにたまって、その結果、内水による浸水被害が発生したものと考えております。

対策につきましては、こういった内水被害の状況を踏まえまして、仮設の水中ポンプを昨年度の21カ所50基から、今年度23カ所74基に増設をすることとしております。さらに6月補正予算に計上させていただいております排水ポンプ車を機動的に活用することにより、内水排除能力の向上を図ってまいりたいと考えております。

(1番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 藤岡議員。

[1番 藤岡一弘君 登壇]

○1番(藤岡一弘君) ありがとうございます。こうした内水の被害を防止するためには排水機場や仮設の排水設備があるかと思えます。もちろんこういったポンプ車などの排水設備は排水をする上で重要なものとなってきており、ぜひとも市としてもさまざまな地域への設置や増設をお願いしたいと思います。しかし、こういった内水を、集まってきた水を河川へ排水するというのは、いわば対症療法であると思えます。つまり、根本的な方法といたしまして、堤防の内側に水がたまらないようにすることが、こういった内水被害が起きないために一番有効な手段ではないかと思えます。では、根本的対応は何だと、内水がたまらないようにするために、

根本的な対応はどのようなことが考えられると市としては把握されていますか。お伺いいたします。

(建設部長 坂井泰司君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 坂井建設部長。

[建設部長 坂井泰司君 登壇]

○建設部長(坂井泰司君) 内水氾濫の対策としましては、排水機場の整備、流入する河川の改修、貯留施設の整備などのハード対策などと、それから土地利用規制などのソフト対策による対応が一般的であります。地域ごとに排水機、ポンプの整備だけではなくて、どのような対応が可能であるかということを考える必要があると考えております。

(1番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 藤岡議員。

[1番 藤岡一弘君 登壇]

○1番(藤岡一弘君) 確かにポンプの設備は重要であると思うんですが、実際に燃料切れを起こしたり、また草が詰まっとうまいこと稼働せんかったという話も聞いております。では、内側に水がたまらないようにするために、1つ御提案といたしまして、放水路の提案をさせていただきます。お聞きいたします。三次市にそういった放水路、緊急放水路としての役割のある設備はありますでしょうか。

(建設部長 坂井泰司君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 坂井建設部長。

[建設部長 坂井泰司君 登壇]

○建設部長(坂井泰司君) 三次市に存在する放水路でございますけれども、大雨などの緊急時に使用する放水路は、西酒屋町から十日市南を流れている片丘川に設置されています片丘川トンネル放水路がございます。片丘川の放水路は山の中を通る延長2.2キロメートルのトンネル放水路で、洪水時には西酒屋町の成光池より上流域で片丘川の水を分水し、十日市の市街地を流下することなく、十日市西の粟屋橋下流で直接川に放流されています。

(1番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 藤岡議員。

[1番 藤岡一弘君 登壇]

○1番(藤岡一弘君) 片丘川放水路が今三次市にあるということで、先ほど内水被害の状況をお聞きしましたが、この片丘川放水路による受益地域というのは、恐らく福岡市長がお住まいの十日市地区だと思います。昨年7月の豪雨時におけるこの片丘川放水路の稼働状況、稼働時間、推定放水量、わかればお答えいただきたいと思います。

(建設部長 坂井泰司君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 坂井建設部長。

[建設部長 坂井泰司君 登壇]

○建設部長(坂井泰司君) 片丘川トンネル放水路は広島県で管理されています。洪水時には取水

口に設置されている水門が閉まった後、全流量が自然に放水路内を流れている状況となります。稼働時間と放流量については把握していないと聞いております。

(1番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 藤岡議員。

[1番 藤岡一弘君 登壇]

○1番(藤岡一弘君) 具体的な把握とこういった時間的変遷を分析することで、効果的な対策を講じることができるものだと思いますので、ぜひとも、現場で対応される皆さんはとでも大変だろうと推測するんですが、こういった経験をできるだけ生かして、減災につなげていただきたいなと思います。片岡放水路が、もし仮にこの放水路がなかったら、十日市地区の被害はどの程度拡大していたと推測できますでしょうか。

(建設部長 坂井泰司君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 坂井建設部長。

[建設部長 坂井泰司君 登壇]

○建設部長(坂井泰司君) 片丘川トンネル放水路がなかった場合に、十日市地区の被害がどの程度拡大したかについては分析されていません。しかし、酒屋地区の流域約4.1平方キロメートルの降雨を十日市地区に流下させなかったことから、地区内の被害軽減に多大な効果を発揮したと考えられるものです。

(1番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 藤岡議員。

[1番 藤岡一弘君 登壇]

○1番(藤岡一弘君) 確かに想像の範囲ではあるんですが、今回この放水路は十日市地区において多大な利益をもたらしたというふうに判断できるかと思います。やはりこういった放水路の有効性というものはあるかと思うんですが、先ほどの被害があった地域で、放水路として河川に直接排水できる地形を持つ地域を、現在、市としては把握されていますでしょうか。もし把握されている地域がありましたら、お答えいただければと思います。

(建設部長 坂井泰司君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 坂井建設部長。

[建設部長 坂井泰司君 登壇]

○建設部長(坂井泰司君) 内水対策を総合的に検討していく上で、放水路も1つの手法ではございますが、地形や土地利用の状況、それから経済性等を考えたときに、本市においては片丘川トンネル放水路のような適地はなかなか見つからないのではないかと考えております。

(1番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 藤岡議員。

[1番 藤岡一弘君 登壇]

○1番(藤岡一弘君) では、ないのではないかとすることは推測ですよ。つまり、まだ現在、調査というものはされたことがあるのでしょうか。ないというふうにお答えいただきましたの

で、至急調査を実施して、具体的な計画を樹立するべきであると考えているのですが、それに対してはいかがでしょうか。

(建設部長 坂井泰司君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 坂井建設部長。

[建設部長 坂井泰司君 登壇]

○建設部長(坂井泰司君) 地域ごとにどういった対応が可能かということは、総合的に検討する必要があるとは考えております。

(1番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 藤岡議員。

[1番 藤岡一弘君 登壇]

○1番(藤岡一弘君) 総合的に判断するとおっしゃられたんですが、総合的にということは、この放水路ももちろん含まれているものかと思われます。では、総合的な検討を、期限をいつまでに定めて計画されるのか。お考えがありましたらお答えください。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 放水路の検討についてでありますけれども、三次市内、778平方キロメートル、非常に広うございます。その広いエリアを早急に、いついつまでに調査をするということはここでは申し上げられませんが、1つの内水対策として認識はしておりますので、今後の検討課題というふうにさせていただきたいと思っております。

(1番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 藤岡議員。

[1番 藤岡一弘君 登壇]

○1番(藤岡一弘君) 釈迦に説法かと思うんですが、放水路は初期投資はもちろんかかるのですが、常設ポンプ場と比べても維持管理としてのランニングコストは余りかからない上に、人的手当てもほとんど必要ないかと思われます。これまで排水ポンプ設備が内水被害対策の柱になっていたかと思われます。今後の内水被害対策の柱を放水路方式と排水ポンプ方式、この2つをあわせて実効のある治水対策をしていただきたいと思います。

では今後、例えば各地域から私のまちに放水路をつくることができるのか、どうなのか、放水路に関する具体的な提案があった場合、市のどこが窓口になるのかお答えいただきたいと思います。

(建設部長 坂井泰司君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 坂井建設部長。

[建設部長 坂井泰司君 登壇]

○建設部長(坂井泰司君) 放水路に関する提案や相談につきましては、建設部土木課が窓口となると思っております。

(1番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 藤岡議員。

[1番 藤岡一弘君 登壇]

○1番(藤岡一弘君) 土木課ということで、今後また7月がやってまいります。雨がよく降る時期がやってまいります。各自治会から放水路に関する提案があるかと思えます。ぜひこういった提案に対して、迅速で真摯な対応をお願いするとともに、大項目3番目の質問を終了とさせていただきます。

残り大項目として4つ目の質問がございますが、時間の関係上、次回の一般質問にこの大項目4つ目を質問させていただければと思います。初めての一般質問ではありましたが、私なりに歩き、皆さんのまちの声を届けていきたいと思っております。これらの課題、問題は将来の三次をよりよくする、魅力あるまちづくりのために必要なことであり、ぜひとも迅速で真摯な対応をしていただきますようお願いいたします。このお願いをもちまして、一般質問を終了とさせていただきます。稚拙な部分があったかと思われませんが、ありがとうございました。

○議長(小田伸次君) この際、しばらく休憩いたします。再開は13時といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 0時 0分——

——再開 午後 1時 0分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(小田伸次君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

(15番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 鈴木議員。

[15番 鈴木深由希君 登壇]

○15番(鈴木深由希君) 真正会の鈴木深由希です。お許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。教育、福祉、健康について、大きく3点お伺いいたします。

まず大項目1、教育の方向性について。県立三次中学校開校による生徒の動向について質問いたします。この春、県立三次高校に併設する中高一貫校として県立三次中学校が開校いたしました。より高いレベルの教育を望む子供たちが市外へ進学し、流出を防ぐこと、また企業誘致において教育水準を問われることを払拭することなどの目的で、三次市、三次市議会、商工会議所が中心となって、長きにわたり行われた要望活動が実を結び、実現した開校であります。入学者80名の住所の内訳が公表されました。県内全域を学区としてありますが、中学生向けの寮がないことから、県北部3市の在住者が全体の9割を超えていました。新聞のインタビューに、松村教育長が、一定の流出に歯止めがかかったとお答えになっています。平成30年度3月卒業生のうち、地元公立中学校、県立三次中学校、市外、県外への進学生徒数をそれぞれお伺いいたします。また、平成29年度3月卒業生の比較もお願いいたします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 鈴木議員のほうから、ただいま県立三次中学校の開校に伴ってどうい
変化がこの三次市にもたらされたかということで、お尋ねをいただいたところでございます。

まずお話しいただきましたように、平成31年4月、広島県立三次中学校が開校いたしました。
これまで家庭の都合で市外へ転居した生徒もいましたし、またこの県立三次中学校ができたこ
とによって、新たなチャンスをもたらした子供たちもいようかと思えます。

お尋ねのことでありますけれども、市外への進学者数の昨年と今年度の比較ということでお
答えをさせていただきたいと思いますが、数ということになりましたら、小学校卒業の数が年
度によって異なるということがございますので、卒業した数と市外へ行った子供たちの数とい
うところで、割合で見当させていただきましたので、それをお伝えしたいと思います。

生徒の割合でございますけれども、3月に小学校を卒業した人数と4月に中学校へ入学した
生徒の数を比較いたしましたところ、昨年度は5.0%の子供たちが市外へ行っております。今年度
は4.5%ということでございまして、昨年度と比較いたしますと、市外の中学校へ出ていって
入学したという生徒は少なくはなっているのが現状でございます。

また、これまでの数のところ、市外、県外というところでお尋ねでありますけれども、そう
いう調査で申し上げますと、市外の学校へ進学した児童生徒数、あるいは県外というふうな分
け方では捉えておりませんので、手元にある資料でお答えさせていただきますと、ただいまの
ように市外に在学した者、結果として家庭の都合等で市外へ行った者という分け方で整理をさ
せていただいています。よろしく申し上げます。

(15番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 鈴木議員。

[15番 鈴木深由希君 登壇]

○15番(鈴木深由希君) 県立三次中学校開校は、自宅から通学ができ、通学時間の負担、また
親の経済的な負担が軽減され、地元でより高いレベルの教育が受けられることを評価する反面、
小規模校の存続が危ぶまれると懸念する声もあります。三次市教育委員会教育施策のめざす子
供像にある、ふるさと三次を愛し、誇りに思う子供を保護者、学校、地域で育む教育理念に対
して、児童、保護者の意識、考え方も地域重視から少しずつ変化が見られております。個々の
可能性を伸ばすこととして捉えるならば、中学校へ進学するときに、生徒の選択肢が増えるこ
とはよいこととあります。今後考えられる公立、市立中学校運営の変化をどのように分析され
ていますでしょうか。お伺いいたします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 市内の中学校への影響ということで、県立三次中学校が開校されたこと

とどういふかわり合ひになつていくかといふことでお尋ねをいただいたものと思ひます。

議員のおっしゃつてくださいましたように、県立三次中学校ができましたことによつて、本市の子供たちにとつては、自宅から通える学校として、小学校卒業時点で多様な夢や希望を実現する選択肢が広がつたといふことは紛れもない事実であらうかと、私も思つております。これまでも自分の可能性を伸ばそうと考へて、市外の学校へ進学し、学ぶ子供はいましたが、例へば経済的な理由で市外への進学を諦めていた子供も中にはいたと聞いております。選択肢の1つが身近な三次市にあることによつて、これまでは自分の夢や目標の実現のために学校を選択することまでは考へていなかった子供たちにとつても、挑戦することができるようになつたと考へております。

議員がお尋ねの規模の小さい学校での影響といふことをごさいますけれども、本年度の状況で申し上げますと、例年5月1日付の児童生徒数によつて児童数の確定、そして児童数が確定すると学級数が確定いたします。小学校、中学校ともに学級数が確定します。この学級数によつて、教職員の定数といふのが定まつてまいります。したがひまして、今年度の状況を見つてみますと、これまでと変わりなく、学校の教職員の数といふのは変わつてはおりません。したがひまして、従来どおり継続して同様な教育が本市でもなされていくものと思ひます。なお、議員がおっしゃつてくださいましたように、地域を大切に、そして地域で学んで、地域を愛する子供といふのは、本年度も引き続きしっかりと、この三次市教育委員会始め学校とともに取組を進めてまいりたいと考へております。

(15番 鈴木深由希君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 鈴木議員。

[15番 鈴木深由希君 登壇]

○15番(鈴木深由希君) 小学校の時代に子供たちへもそうした心が備わつていふと思ひます。

県立三次中学校へ進学した生徒たち、市立中学校の生徒たちとの交流といふものも今後考へていただきたいと思ひます。職員間の連携を持ち、お互いいい刺激となることが望ましいと考へていふます。本市で実行されていふます小中一貫教育に加え、文部科学省からおりてくる英語教育、道徳教科化、IT、プログラミング教育などの導入において、学校による実施格差が生まれはしないか。これも少し心配するところであります。学校規模適正化基本方針の末尾に、学校における学級数や児童数といふた規模要因は、学校がその本来の機能を十分発揮するために極めて重要な要素の1つですとまとめてあります。極めて重要な要素の1つを踏まえた学校運営、改善策を検討する必要があると認識されていふますが、今後、生徒数の変化に対する検討等をどのようにされていくのか、御所見をお伺ひいたします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 今、議員のほうからお尋ねいただきました児童生徒数の減少に伴つて、今後の三次のあり方といふことも含めてのところだと思ひますが、現在、先ほど御紹介いた

きました、例えばこれから教育課程が変わってまいりますけれども、さらにICTを活用した授業、そしてそれによつてのプログラミング教育ということ、これは現在も学校のほうでも取組を進めているところであります、中学校の技術家庭ではプログラミング教育も既に行っておりますし、小学校のほうもこれから論理的な思考力も含めてやっていくということで、重要視されております。また、本市でも力を入れてこれまで取り組んでまいりました外国語活動、英語教育でありますけれども、小さな学校でもしっかりと子供たちの英語力を伸ばしていこうということで、ALTの配置も昨年度来、数を増やしていただく中で、きめ細やかに取組を進めさせていただいているところで、感謝申し上げますところであります。

また、今後でございますけれども、子供たちがやはりこの三次市においてしっかりと取り組み、また学んだことを今後も発信していくようになるためには、先ほども御紹介いただきましたように、地域の学習をしっかりと学んで、そしてそのことで地域を愛する子供、また三次を支えていこうとする子供をしっかりと増やしていくことも大切であろうかと思ひます。

そういった意味では、県立三次中学校がこの三次の地にできたことによつて、県立三次中学校、三次高等学校と学んで、この三次をしっかりと応援してくれる子供たちが増えてくれることを私も期待をいたしております。三次市内の各学校では、可能性を伸ばし、将来の夢を実現できる子供を育むため、地域や子供の実態に応じて地域の人材や歴史、文化等の資源を活用しながら、創意工夫をしたオンリーワンの学校づくりというのをやってまいりましたし、またこれからもそれを続けながら、切磋琢磨もしてまいりたいと思っております。議員の御意見にもございましたように、引き続いて、特色ある学校づくりというものをしっかりと応援しながら、各学校が置かれている地域で、その地域に学んで、子供たちがより発信できる学習をこれからも続けていけるよう支援してまいりたいと考えております。どうぞ議員のほうからも御支援をお願いしたいと思います。

(15番 鈴木深由希君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 鈴木議員。

[15番 鈴木深由希君 登壇]

○15番(鈴木深由希君) これまで以上に子供たちにとって学びの場として適切な環境を整えて、子供たちがしっかりといろいろな夢を持ったり、可能性をめざして学べることを切に希望します。

続いて、中項目2、不登校児童生徒への支援のあり方について質問いたします。

午前中に同僚議員よりるる御質問があり、それに答弁をいただいております。小学校では17名の不登校児童のうち7名、中学校では43名のうち11名が適応指導教室に通っているという御答弁でありました。適応指導教室はいち早く三次市でも取り入れられ、長きにわたって優秀な先生方により学校と連携をとられて、さまざまな悩みを抱えた子供たちの学習、学力にいろいろと支援をしてこられたことは、大変評価できることと思ひます。学習が苦手な子供、学習に集中できない子供のために、午後から手芸とかさまざまなカリキュラムも加えていただき、子供たちが本当につらくない、しんどくない学びの場としての適応指導教室は大変重要な役割を

果たしていると、私は評価しております。そして、小学校の7名の適応指導教室に通っていた小学校児童が5名復帰された、そして中学校では6名が高校へ進学できたという今の報告、いい成果の報告もとてもうれしく思いました。こうしたいい結果が、皆ほかの子供たちにも波及することにつながっていけばなと思います。

ちょっと前のことですが、小学校から不登校気味だった児童が、中学校で教頭先生が実に熱心に指導され、武道への導きもされたということで、なかなか学校へ足を向けることは難しかったんですけれども、三次高校の夜間部に進学し、なんとその三次高校で3年間皆勤、卒業式のときに皆勤賞で名前を呼ばれた生徒さんがおられました。これも小学校、中学校と継続して先生方がいろいろと努力し、支援をされてきた結果だったと思います。学校へ行けないことで本人、保護者が悩み、不安に思う学力についてですが、この適応指導教室へ勧めるタイミング、見学に行ったりされるようですが、一体どのタイミングで、もちろん長期化する前に勧められるのか、それとも早い時期に勧められるのか。どの段階で導いておられるのかお伺いいたします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 議員のほうから今お尋ねいただいたのは、学校で学んでいながら、またなかなか学校へ行きづらくなった子供が、どのタイミングで適応指導教室のほうへ御紹介いただき、またそこへ通うことができるかということで御質問いただいたと思います。

一時期、保健室などの別室で学習を行う場合も適応指導教室で学習を行う場合も、目的は同じでございます。最終的には社会的自立をめざして、しっかりと自分の考えを、あるいは自分の今後のことをしっかり持てる子供たちに育てていきたいということが、義務教育における児童生徒を育てていく中の大事なことであろうかと思っております。また、そういう義務教育の段階で申し上げますと、なかなか学校に行きづらくなっている子供さんも含め、義務教育の間でありますので、また学校で学ぶ機会がしっかり持てるようにとお話をしながら、家庭との連携、あるいは本人との面談を繰り返しているところであります。学校は教室に入れない児童生徒の要因を把握するために、いろいろと面談も繰り返しながら努めていくとともに、保健室などの別室を利用して登校するよう、本人とその保護者とも話し合いを行っているところであります。その際、なかなか気持ちが学校へ向かない児童生徒へは、個々の状況に応じて学校以外の相談できる場として、適応指導教室や専門機関を紹介いたし、児童生徒や保護者の支援や相談を行いながら、学校への復帰、あるいは社会的自立をめざすようにしているところであります。

したがって、個々の児童生徒の状況はそれぞれあると思っておりますけれども、適宜そういう状況を判断しながら、例えば自分で外へ気持ちが向いていく子供さんであれば適応指導教室を御紹介して、それを見学していただくのも、子供さんにとっての1つの可能性となるということで、御紹介をさせていただいております。それぞれの子供さんによってタイミングは異なっ

てくると考えております。

(15番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 鈴木議員。

[15番 鈴木深由希君 登壇]

○15番(鈴木深由希君) 不登校の要因として、午前中の御答弁で御本人、児童生徒が友達関係が難しくなったり、家庭の問題もあるとお答えになっていますが、要因の1つとして、軽度ではあるものの、学習障害であったり、発達障害の特性があって、少しずつ授業についていけなくなり、勉強につまずいたりして学校へ足が向かなくなっていくという児童生徒もいたりします。適応教室の役割とは異なりますが、あくまでも学校で不登校を克服する方法として、そうした特性を持った児童生徒が通うことのできる通級指導教室というものも役割としてあると考えますが、個々に適切な対応を考えられた上で、先ほどの適応指導教室とは別に通級指導教室への導きもあるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 議員のほうから適応指導教室とともに、今学校の中に設置して今年度から運用を始めております通級による指導学級のことについて触れていただきました。

通級による指導学級にかかわりましては、その指導を行う教室を通級指導教室というふうに呼んでおりますけれども、子供の障害種別による学習上または生活上の困難を改善、克服することを目的といたしております。先ほど議員のほうからもございましたが、適応指導教室というのは、学校に登校することが難しい不登校児童生徒が、学校以外で学校への復帰や社会的自立に向けて学習する場でもございます。そういった意味でいいますと、どちらも教育委員会が入室の判断をしているところでもございますが、とりわけ通級指導教室への入室におきましては、教育、医療、療育等の専門家で構成されている就学指導委員会のほうで指導が適正かどうかを総合的に判断するための助言を受け、判断をいたしているところでございます。

したがって、通級指導教室への入室ということになりますと、先ほど言いました就学指導委員会のほうへも一旦付していくということになりますので、これまでの特別支援学級に入級するのと同じような扱いになるかと思っております。

いずれにいたしましても、子供たちがそれぞれ、自分で克服していきたい自分というものの中にはあろうかと思っております。また、克服の仕方を学んでいきたいというお子さんもいらっしゃいます。どうやったら自分の気持ちをコントロールできるか。こういったところも含め、専門のお医者さんとも連携させていただきながら、また保護者の方とその分野の連携をして話し合いを持つ中で、しっかり紹介をさせていただき、子供たちが自分の姿をよりしっかりと表現できる子供さんになっていく、また将来に向けて自分の希望を持っていける子供さんということ、学校と家庭と教育委員会も含め、検討を重ねながら、これからも進めてまいりたいと考えております。

(15番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 鈴木議員。

[15番 鈴木深由希君 登壇]

○15番(鈴木深由希君) 不登校になっての指導ももちろんですが、不登校未然防止がまず大事なことではないかと考えます。不登校になりかけていたり、児童生徒がそれなりのシグナルを発信していることを早い段階でつかんで適切な環境に導くことを、全ての教職員連携のもと支援が行われていることが望ましいと考えています。実際に、それが教育現場で行われていることはもちろんでございますが、このたび全校にスクールカウンセラーが配置され、アセスメントをもとに未然防止の取組を強化されたと午前中の御答弁で伺い、これはまた一歩前進したなという感想を持っております。組織体制が整っていくということで、一人一人の児童生徒がまた救われていくのではないかと考えます。

今年度、三次市でも民間のフリースクールに通う児童生徒の出席を小・中学校へ通う児童生徒と同等に扱うためのガイドラインを策定されていると、3月に新聞報道で知りました。午前中も少しそうした協議が行われているという御答弁がありましたが、現時点で一定の基準を設け協議中とお答えいただきましたが、そのガイドラインの作成というのが午前中の御答弁と理解し、4月以降、学校外の民間フリースクールでの出席を希望した児童生徒がいらっしゃるかどうかお伺いいたします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) フリースクールを、これも午前中話をさせていただきましたけれども、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体ということで、三次市のほうでも整理をいたしており、今議員のほうからも再度御紹介いただきましたように、これから一定のガイドラインを設けていこうとしているところでもございます。

なお、先ほどのお尋ねいただいた内容では、三次市にいる子供たちの中からフリースクールへ行きたいという声を直接教育委員会として聞かせていただいたかどうかということでありまして、また御相談もいただいたかということであろうかと思いますが、4月以降の状況で申し上げますと、特に3月もそうでありましたけれども、直接教育委員会のほうにフリースクールに行きたいということでお尋ねをいただいたり御相談というのは現在のところございません。

(15番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 鈴木議員。

[15番 鈴木深由希君 登壇]

○15番(鈴木深由希君) 以前から民間の施設に居場所を求めて児童生徒が通っていたことも事実ではあります。指導者の多くは学校復帰を目標として受け入れておられ、学校との連携により児童生徒が学校へ復帰したケースもありますが、最後まで本人が民間施設を選び学校に戻らなかったケースもあります。文部科学省が平成28年に不登校児童生徒への支援のあり方について

て、平成29年には不登校児童生徒による学校外の場での学習等に対する支援の充実について、通知されています。文部科学省が学校外での支援を認める指針を打ち出したのには、ただいま社会問題となっているひきこもりに続く要因と考えてのことではないかとも想像ができます。現在の不登校の実態がかなり危機的な状況に陥っているのではないかということも考えられます。学校へ行きたいけれども行けないんです。本当は学校に子供たちは行きたいんです。悩んでいる児童生徒にとって選択肢が増える、自分の居場所を自分で見つけて学習することができるという点では、民間フリースクールの地道な取組を見てきた私として、否定するものではありません。生まれたときから人は一人一人社会を形成する一員であり、それぞれが成長の過程で培っていくものが社会を担うことにつながっています。私は、家庭をベースに社会の一員となるための学びの場が義務教育の学校であると考えて一人であります。教育現場の多くの方が、不登校の問題解決には学校が変わらないといけないと考えて模索しておられます。

広島県の教育委員会教育長に就任された平川理恵さんは、不登校を考えることは学校を変えることにほかならないと、教育現場の見直しをさらに進めようとしておられます。教育長就任前に、横浜市で学校長に就任されていたとき、市ヶ尾中学校で17名の不登校をゼロに、これは600名の規模の学校でした。中川西中学校で30名の不登校をゼロにされた実績をお持ちです。平川教育長流不登校対応策は校内フリースクールで、生徒自身が登校時間を自分で決めて学習内容を選び、個別に指導を受けるやり方です。毎日学校へ行かなくてははいけないという呪縛から解き放ってあげることが大事ともおっしゃっています。県の教育長に就任され、県内の中学校10校で校内フリースクールを導入されました。

福山市の中学校の校内フリースクールが5月30日、NHKスペシャル「シリーズ 子どもの“声なき声” 第2回 不登校」で紹介されていました。人とのコミュニケーションが苦手な男子生徒が、ふれあいルームの後輩に労りの行動をとっていました。寒がっている女子生徒に自分の上着を脱いでかけてあげているんですね。そうした日々の積み重ねから、お互い仲間意識が生まれ、励まし合ったり、学び合ったりしていました。きちんと居場所をつくってあげる、そこに「ピカイチ」の先生を置き、その子に合ったカリキュラムを用意すれば、必ず学校に来るようになる、平川教育長は断言されます。その言葉は、信念のもとに生まれた実績に裏づけられていると感じました。「ピカイチ」の先生と表現されていますが、都会より広島県の先生の能力は高いとも評価されています。「ピカイチ」の先生導入は実現可能ということです。

三次市の公立小・中学校へ子供の居場所、校内フリースクールをつくっていただきたいと考えます。平川教育長流をぜひとも取り入れていただき、本来果たすべき学校の姿を改めて構築していただきたいと強く要望いたします。県内発の小中一貫教育校で、平成29年に義務教育学校になった府中学園の初代校長で前例のない学校運営を経験されている松村教育長に大きく期待するところであります。御所見をお伺いいたします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長（松村智由君） ただいま議員のほうからは県の教育委員会の教育長が行っておりますフリースクールの話ということで御紹介いただきました。今日も他の議員の方からもお話をいただいておりますように、フリースクールにつきましては、私は子供たちのそれぞれの持っている頑張り、また頑張ろうとしている姿をしっかりと認めていきたいというのが一番根底にございます。したがって、それが学校以外のところであろうと、学校内であろうと、例えば学校以外のところの民間の行っていらっしゃるところで出席をしたというのであれば、それをしっかりと認めてあげることで、これもその児童生徒を承認していくということであろうかと思っておりますので、これはガイドラインをもって整理をしていくということで、教育委員会としても考えていきたいということをもう既に始めているところでございます。

今、議員のおっしゃいました県の平川教育長が行っておりますフリースクールでありますけれども、不登校の児童生徒の自分の学校で自分のペースで学ぶため、例えばその学校内の保健室とは別の特別な教室に、その子の居場所づくりを支援していこうというものでございます。御紹介いただいたとおりであります。今年度は、県教育委員会が3市町を指定したということが伝えられておりますけれども、三次市はそういう指定を受けている市ではございませんが、不登校児童生徒に対して、学校内の保健室などの別室を利用したり、あるいは適応指導教室へ入室したりすることで、当然、学校復帰や社会的自立に取り組んでいるところでもあります。また、三次市の市内の中学校でも、不登校等生徒の専用教室を設け、登校できるようにし、実態に応じた学習等を行う取組を行っている学校もございます。三次市教育委員会といたしましても、このような中学校の取組や広島県の取組の成果をしっかりと検証し、参考にし、支援のあり方を今後も検討してまいりたいと考えております。

先ほど議員のほうからすばらしい教員が広島県にもいるということをお紹介いただきましたけれども、やはりすばらしい取組というのは、しっかりと子供の本当の目線に立って寄り添ってやっていくことが一番重要だと思いますし、またそういった視点を持って、保護者の方との連携を進めるということも大事な視点であろうかと思っております。本日いただきましたさまざまな御意見を含め、今後の教育委員会会議の中でも御紹介をしながら、一緒に検討してまいりたいと思っております。

（15番 鈴木深由希君、挙手して発言を求め）

○議長（小田伸次君） 鈴木議員。

〔15番 鈴木深由希君 登壇〕

○15番（鈴木深由希君） いろいろなやり方というものがありますが、しっかりと成果が出ている部分はいいところりをして、また三次市ならではの、この三次の風土に合った指導を検討していただきたいと思っております。校内フリースクールという組み立てというものは、本当に温かい、いい空間だったです。テレビで、マスコミが取り上げていたのを、横浜のも見させていただきました。ぜひしっかりと検討してみてください。よろしく願いいたします。

次に、大項目2の障害者支援施策についてお尋ねします。3月定例会、議案第20号、三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条

例案、事件撤回後の協議について質問いたします。

平成26年、少し三次市での障害者施策についてさかのぼってみます。平成26年3月定例会で手話言語法制定を求める意見書を全員一致で可決し、国会へ提出いたしました。手話は聾者にとって大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記され、国内では障害者権利条約の批准に向けて、平成23年8月に成立した改正障害者基本法では、全て障害者は可能な限り言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められました。また、同法第22条では、国、地方公共団体に対して、情報保障施策を義務づけています。本日も聞こえにくい人のための情報保障が要約筆記サークル「うかい」の要約筆記者によって行われています。平成25年10月には、自治体トップを切って鳥取県が手話言語条例を施行、同年12月、石狩市が手話に関する基本条例成立、翌年4月施行、続いて全国の区市町で条例が次々と施行され、平成31年度4月現在で274の自治体が施行されています。

そのうち手話に関することに特化しない平成28年4月施行の明石市「手話言語を確立するとともに、要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」を代表とする、さまざまな障害にも理解が広がることを目的とした条例が31件あります。

本市でも、差別解消法施行を受けて、三次市障害者支援協議会の支援ネットワーク連絡会議に差別解消支援部会を設立し、多くの団体が参加し、4年目を迎えます。その間、部会では広く障害の特性を理解してもらうための啓発活動、市広報への掲載などに取り組んでこられました。平成31年3月25日には差別解消支援部会主催の勉強会の講師に、明石市福祉総務課の山田賢課長をお招きして、誰もが暮らしやすいまちづくり明石市の障害者施策の概要と題して、条例制定、施行後の取組、実績を聞きました。平成28年10月には教育民生常任委員会で明石市に行政視察に行き、条例成立までを障害者施策担当キム・ジョンオク課長からお話を伺いました。当時は取組まででしたので、今回その後の実績が聞けたことは大変有意義だったと思いました。条例制定は市民からの要望を受けて、一般質問でも再三提案してまいりました。昨年度、広島県ろうあ協会の県大会が三次市で開催され、前市長が手話言語条例の制定を約束されました。聾啞者、難聴者だけでなく、視覚障害、知的障害、発達障害、精神障害、身体障害、内部障害など、それぞれの障害への理解が深まり、暮らしやすい、優しいまちづくりを求める声が高まっていたところ、多様な障害にも当てはまるコミュニケーション条例へと発展して、平成30年12月定例会に、三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例案が提出されました。12月定例会では継続審査となり、3月定例会冒頭、市長より事件撤回が申し渡されましたことは、障害者はもちろん多くの市民がとても残念に思いました。撤回に至った経緯と、今年度に入りこのことを継続して協議されていますでしょうか、お伺いいたします。

（福祉保健部長 牧原英敏君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 牧原福祉保健部長。

〔福祉保健部長 牧原英敏君 登壇〕

○福祉保健部長（牧原英敏君） 先ほど議員のほうからこれまでの経緯について説明いただきましたけれども、この条例案につきましては、平成30年12月議会におきまして提案したところでございます。ですが、継続審査となりまして、閉会中の教育民生常任委員会におきまして、合計3回の御審議をいただいたところでございます。御審議の過程で、当事者である関係団体の御意見を十分に伺い、時間をかけて進めるべきとの御意見をいただきましたことを踏まえまして、市といたしましても時間をかけて議案を見直すことが必要であると判断し、3月議会で議案を撤回させていただいたところでございます。

本年度に入りましては、3月に撤回をいたしまして、今後の方針について内部協議を今から始めるという状況でございまして、まだ検討は始めておりません。

（15番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 鈴木議員。

〔15番 鈴木深由希君 登壇〕

○15番（鈴木深由希君） 前向きに検討しますとかの回答でなく、今からという期待が望めるような御答弁でした。そこで、具体的な提案をさせていただきたいと思います。

先ほどおっしゃいました関係団体からの意見聴取ができていなかったという教育民生常任委員会からの指摘もあり、事件撤回ということに結論に至ったわけですが、ぜひとも今年度に入り、このことを協議していただけるのでありましたら、三次ろうあ協会、広島県難聴者・中途失聴者協会、三次難聴児を持つ親の会「ラビットクラブ」、知的障害児親の会「おいでヨの会」、ままっ子クラブ、発達障害児の親の会「クローバーの会」、発達障害を抱える子供・若者の育ち、学びを考える会「つどい・さんあい」など、さまざまな団体があります。また、網膜色素変性症の会など、差別解消支援部会へ登録されていない、参加されていない団体もございしますが、その他の会などは行政のほうで把握されていることと思います。まずそれぞれの団体、当事者と条例制定を前提に、意見交換を行っていただきたいと考えます。そのとき、市長の同席を希望いたします。その理由は、職員からの報告を聞く、文字を読むだけでは、血の通った判断はできないと思うからです。先ほども現場主義ということもお答えになっていました。ぜひともそれぞれの当事者であったり親の会、保護者の意見をみずから聞いていただき、空気を感じていただきたいと思います。そうすることによって、よりよい条例制定に導けるのではないかと思います。もちろん、意見集約をもとに、検討委員会とか審議委員会を設立されることと思います。そして、最後は素案ができましたら全市民へのパブリックコメントもお願いしたいと思います。この道筋というものは行政のほうでしっかりとお考えになっていることと思いますが、意見聴取を意味のある時間にさせていただきたい。これが一番の願いであります。3月に制定されていまして、既に次のステップに進んでいるところであります。足踏みをしないで、できる限り早い実行を要望いたします。

ここで、福岡市長に、障害者支援を含む福祉施策についてのお考えをお伺いいたします。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 福岡市長。

〔市長 福岡誠志君 登壇〕

○市長（福岡誠志君） 先ほど来、本条例の制定についての経過、さまざまなことを聞かせていただきました。先ほどいろいろな関係団体の名前をここで披露していただきましたけれども、大変多くの団体があると、改めて認識をさせていただきました。私自身、現場に出ているんな皆さんの声を聞くというのは、先ほど午前中も申し上げたところでありまして、可能な限りそういう機会があれば積極的に参加して、皆さんの思いや痛みや声を聞かせていただきたいというふうに考えております。

障害者施策に関する基本的な考えということでございますけれども、障害者基本法に基づき策定されました障害者基本計画に則して、障害者の自立及び社会参加の支援等を、総合的かつ計画的な推進を一体的に進めることというのが大前提であるというふうにまず理解しております。先ほど部長も答弁しましたように、昨年2月に策定しました三次市障害者計画のめざす将来像である障害のある人が地域でいきいきと自分らしく生きることのできるまちが実現できるよう、障害のある人の住みなれた地域での暮らしを支える障害福祉サービスや相談支援事業の充実を始め、障害を理由とする差別の解消や虐待防止の推進など、障害のある人が安心して自分らしく自立した生活を送ることができるよう、施策を推進することが必要というふうに考えております。これらの施策を進めていくに当たっては、先ほど御紹介のありましたいろんな団体でありますとか、あるいは障害のある人を始め、市民の皆さんとの対話を重ねることによりまして、一人でも多くの方の声、思いに寄り添って、誰もが暮らしやすい三次市となるよう、心ある福祉をめざしてまいりたいというふうに考えております。

（15番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 鈴木議員。

〔15番 鈴木深由希君 登壇〕

○15番（鈴木深由希君） 心ある御答弁をいただいたと思います。施政方針にも心ある福祉施策という文言、文字が実に心に響きました。ぜひとも今後、さまざまな施策を展開していかれるとは思いますが、福祉施策、誰もが安心して暮らせる、障害のある人もない人も共生できるまちづくり、それが実現してこそ、外からの人に三次に来てや、来んさいやと胸を張って言えるのではないかと思います。どうぞ市長の御心へとどめておいてください。よろしくお願いいたします。

続いて、ユニバーサルデザインの振興について質問いたします。バリアフリーというと段差の解消、スロープとまず思いつくところでしょう。バリアフリーを一步進んだユニバーサルデザインというものは、もっと広がりを持たせ、多くの方、全ての人に使いやすいデザイン手法で、よいものをたたえ、推奨する民間主導型とされています。最終的に一人一人が多様な人のことを思いやる心のバリアフリーを広げる思想であります。

行政としてバリアフリーの取組をもちろん行われていますが、先ほどの障害者支援に関することを含む全ての人のための考えをもとに、施策を展開することが求められています。そのためには、専門的な知識がベースとなったユニバーサルデザインの発想が必要で、ぜひ職員の育

成、もしくは専門職の採用を求めます。どんな分野においても専門家、スペシャリストは必要です。土木技師、保健師、ソーシャルワーカーなどと同じと考えていただき、ぜひともユニバーサルデザインの専門家というものを配置していただきたいと思います。いかがでしょうか、御所見をお伺いいたします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 中原地域振興部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 市では、市民誰もがユニバーサルデザインの考えについて理解を深め、全ての人暮らしやすく、また訪れやすいまちをつくるための基本的な考え方を示した三次市ユニバーサルデザイン推進指針を策定し、ユニバーサルデザインを市政の基本に据え、全庁的に推進しています。ユニバーサルデザインは、先ほど議員がおっしゃいましたように、年齢や性別、障害の有無、国籍の違いなどにかかわらず、全ての人利用しやすさに配慮したまちづくりを行うものであり、幅広い分野となることから、各部局が主体的にユニバーサルデザインを推進し、チェックをしていく必要があります。これまでも、ユニバーサルデザインに配慮して公共施設の整備などを進めてきたところですが、障害者差別解消法の施行に伴い、合理的配慮についての全職員研修をこれまで2回実施するなど、職員のそれぞれの知識の向上も図ってきたところです。今後も職員の専門性の向上を図るとともに、全ての職員がユニバーサルデザインの推進と検証ができるように取り組んでまいりたいと思います。

(15番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 鈴木議員。

[15番 鈴木深由希君 登壇]

○15番(鈴木深由希君) 職員の皆さんが日々さまざまな研修を受けられたり取り組んだりしていらっしゃることはもちろん承知しておりますが、例えば前回の市長選挙の選挙人のはがきです。グリーンで文字で情報も多かったんですけども、おしゃれな感じはしましたけれども、高齢者にとっては見えづらかったというのがあります。色にしても物の仕様にしても、やはりこのユニバーサルデザインという意識がもう少し深く考えられて、行政運営がなされることを希望したいと思います。

次に、市民後見人養成・就任について質問いたします。認知症などで判断能力が不十分になられ、財産管理、施設の入所手続などを他者に委ねなくてはならなくなったときに、成年後見人が引き受けてくれますが、今後弁護士ら専門職だけで応え切れなくなるおそれがあり、市民後見人制度は一般市民が支援にかかわれるよう、自治体が養成講座を設けて育成しています。本市では、3年前から養成講座を開き、育成に努めていますが、養成講座をこれまで何人の市民が受講され実務にかかわっておられますでしょうか。また、障害者、高齢者の後見人制度の利用状況をお伺いいたします。

(福祉保健部長 牧原英敏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 牧原福祉保健部長。

〔福祉保健部長 牧原英敏君 登壇〕

○福祉保健部長（牧原英敏君） 本市では、認知症や障害等により判断能力が不十分な方の生活を身近な市民という立場で支援し、成年後見活動を行っていく市民後見人の養成事業を、県内では福山市について2番目に着手し、取り組んできたところでございます。平成28年度から3カ年、養成講座を開催いたしましたけれども、現在29名の方が後見人バンクに登録されております。そのうち20名の方が社会福祉協議会の生活支援員等として実務を行いながら経験を積まれている状況です。さらに、現在市民後見人に受任していただくにふさわしい安定した後見活動ができる市長申し立てのケースについて、受任候補者として市民後見人を推薦、家庭裁判所へ申し立て、審判を待っているところであります。身近な市民を支援できる日も近いのではないかと考えております。

また、後見人制度の利用状況でございます。本市におきましては、平成30年10月6日時点でございますけれども、後見、保佐、補助を含めまして、181名の方が利用されている状況でございます。

（15番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 鈴木議員。

〔15番 鈴木深由希君 登壇〕

○15番（鈴木深由希君） 認知度が下がったことを自身が認識することは大変難しく、家族も困惑されることが多い中、地域包括支援センターの認知症初期集中支援チームの取組というものが大変重要となっております。この認知症が重症化する前に、支援チームにより後見人制度の利用促進に導かれたりすることにつなげていただけたらと思いますが、現在の支援状況をお伺いいたします。

（福祉保健部長 牧原英敏君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 牧原福祉保健部長。

〔福祉保健部長 牧原英敏君 登壇〕

○福祉保健部長（牧原英敏君） 認知症状のある方へのケアといたしまして、できるだけ早い段階で適切な医療、介護へつなげるため、三次地区医師会へ委託し、認知症初期集中支援チームによる取組を行っているところでございます。チームを始めとする医療、介護、福祉等の関係者との連携をより強化する中で、適切な時期の後見制度の活用、これについてしっかりと共有し、利用の促進につなげてまいりたいと考えております。

（15番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 鈴木議員。

〔15番 鈴木深由希君 登壇〕

○15番（鈴木深由希君） 当人、家族が苦しむことのない支援をお願いいたします。

最後に、受動喫煙問題についてお尋ねします。三次駅から灰皿が3月1日に撤去され、4月には芸備線沿線の駅も撤去したと三次駅区長から報告をいただき、長きにわたり熱心に禁煙運動をされていた市民に報告し、ともに喜びました。そして、5月31日の世界禁煙デーに合わせ

て、JR西日本広島支所管内の24駅の構内が全面禁煙となり、広島駅を中心とした在来線エリアが全面禁煙となったことで、安心して利用できるると多くの利用者が喜んでいます。平成29年度、公共施設敷地内全面禁煙を打ち出してから現在まで、100%達成できておりません。今後、入り口から7メートル離す等のガイドラインに沿って公共施設に指導を強化していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

(福祉保健部長 牧原英敏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 牧原福祉保健部長。

[福祉保健部長 牧原英敏君 登壇]

○福祉保健部長(牧原英敏君) 公共施設内の敷地内禁煙、これにつきまして御報告申しますと、167施設のうち146施設で現在敷地内禁煙を実施していただいております。実施率につきましては87.4%となりまして、議員御指摘のとおり100%には至っていない状況でございます。

これにつきましては、施設によりましていろいろとイベントであったりスポーツ観戦であったり、敷地が広大であるといったことでなかなか施設管理者が周知徹底できない、市外のお客様にもなかなか周知徹底できない等、課題が多くあるというふうに伺っております。先ほど御紹介いただきました三次市受動喫煙防止対策ガイドライン、平成28年に作成いたしましたけれども、それに基づきましてしっかりと受動喫煙防止、特に妊婦さんであったりお子さんであったり、そういった方への受動喫煙の防止について啓発に努めてまいりたいと思います。

(15番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 鈴木議員。

[15番 鈴木深由希君 登壇]

○15番(鈴木深由希君) 青少年健全育成の観点においても、ぜひともスポーツ施設を、特に早く全面禁煙にしていただきたいと思います。これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(小田伸次君) 順次質問を許します。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) 真正会の横光春市でございます。議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

市長は5月20日の臨時会において、三次市政推進に当たっての所信表明をされました。続いて、5月21日付で第2次三次市総合計画改訂版のダイジェスト版が議員へ配付されました。本総合計画は前市長のもとで策定され、議会で議決、承認された計画であります。市長が三次市政推進に当たっての思い描いた市政と総合計画改訂版とでは、めざす方向と乖離した施策はあるのでしょうか。所信表明の中でも市民の皆さん、議員の皆さん、そして歴代の市長が築いてこられたふるさと三次を新しい三次としてさらに前進させるべく、よい部分や伸ばすべきところを思い切って伸ばし、変えるべきところは大胆に変え云々と表明されています。市長は、今

日までの市政を、どこを踏襲し発展させ、どこを変えようとされているのかお伺いたします。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 先般の施政方針にていろいろと表明させていただきましたけれども、この長期計画、総合計画について、市長の交代であるとか、あるいは大きな社会情勢の変化、そのときには見直しもできるというふうなことでなっております。基本的なことをこれから述べさせていただきますと思います。

総合計画につきましては、市民まちづくり塾での議論を始め、市民アンケート調査の結果、あるいは住民自治組織との意見交換などにに基づき抽出された課題を踏まえて、素案を策定されております。パブリックコメントや三次市総合計画審議会での審議も踏まえ、平成30年12月定例議会に改訂版を議案として提出し、可決されたまちづくりの総合的な指針であります。つまり、市民の皆さん、いろんな関係各位の皆さんの思いが詰まった総合計画でありますので、やはりこの総合計画というのを議会でも議決されたということも踏まえると、大変重いものであると認識させていただいています。現時点で変更すべき点があるというふうには考えていないところであります。

現在、三次市のいい部分としては、例えば子育て、医療、福祉、保健分野があります。これらの分野については、サービスの充実を図り、子育てしやすい三次、生きがいの持てる三次、誰もが暮らしやすい三次をめざして、市民の皆さんの暮らしの安心を維持、向上していきたいというふうに考えております。変えるべき部分としては、経営感覚を持った市政運営です。将来の子供たちの負担にならないよう、維持管理費、収益のバランスを考えて、公共施設はいま一度見直し、有効的に利活用し、適正な行財政運営に取り組んでいく必要があると思っております。また、住民サービスを持続的かつ安定的に提供していくためには、近隣の市町との連携やICTを効果的に活用する仕組みも必要だというふうに考えております。加えて、地域資源を生かして産業づくりを行うことで、新たな価値を想像し、三次で稼ぐ力をつけていきたいと考えています。さらに、積極的、効果的な情報発信により、市民の皆さんに今行政がどんな考えで何をしようとしているのか、わかりやすく伝えるとともに、市外にも三次の魅力、よさを伝えるために積極的に取り組み、新しい三次づくりに向けて前進していきたいというふうに考えておるところでございます。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) ありがとうございます。基本的には変えるところはないと。今聞かせていただきましたら、つけ加える部分があるのではないだろうかというふうな思いをいたしました。ダイジェスト版と施政方針の中で乖離した部分があったら変えるべきであろうと思えますし、今聞かせていただきますと、実行の中で変えていくというふうに聞かせていただいたところで

ございます。

さて、防災についてでございますが、その中の内水排除対策については、けさほど同僚議員のほうから質問と答弁がございましたので、割愛をさせていただきたいと思っております。しかし、三次市管内、どの地域に住んでいても、本当にずっと住み続けたい、そういうまちをつくっていただきたい、このように思っているわけでございます。

防災についてでございますが、災害に強いまちづくりということは、市民の皆さんが安全で安心して暮らすことができる地域づくりということになろうと思っておりますが、日々の生活の中で、防災に関して不安を感じない、そういう暮らしができるということだと思っております。そのための情報提供ということは非常に大切であります。市長は、所信表明の中で、災害に強いまちづくりに向けて全精力を傾注していく考えと述べておられます。災害時、市民の皆さんへの情報手段として、支所管内に合併前から設置してある屋外拡声器の活用について、市民要望も非常に強く、これまで再三提案してまいりましたが、いつも打ち砕かれておりますけれども、再度防災行政無線による屋外拡声器が、災害時において最適と考えております。三次市管内全域を網羅している光ファイバーを利用した屋外拡声器を活用することを提案していきたいと思っておりますが、執行部のお考えをお伺いしたいと思います。

(危機管理監 川村道典君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 川村危機管理監。

[危機管理監 川村道典君 登壇]

○危機管理監(川村道典君) 情報伝達手段といたしましての屋外拡声器の活用につきましてお答え申し上げます。屋外拡声器につきましては、音声告知放送への移行後、実施をしていないということでございます。市が住民へ避難情報等を周知する手段といたしまして、音声告知放送、防災一斉メール、エリアメール、ケーブルテレビのほか、消防団による広報等を行っております。屋外放送は手段の1つとして他の市町で導入されているところでございますけれども、大雨のときには音声を通りにくく、屋内にいた場合聞こえなかった、あるいは山間部などの地形によっては聞こえない地域が生じるなど、住民個々に情報を伝達していく手段としては課題が多くあり、現在のところ活用は考えていないところでございます。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) るる、いろいろ手段があろうというふうに聞かせていただきましたけれども、防災メールというのはどのくらい加入されているのかということもあろうと思っておりますし、職場によってはスマートフォンとか携帯電話は持ち込み禁止、そういうところもあるわけでございます。そういった面で、やはりどこにいても聞こえるという屋外拡声器というのは私は非常に必要ではないだろうかと思っておりますし、住民要望も非常に強く、私どもも毎たび、地域へ出たときには聞かせていただくことでございますので、ぜひとも検討をいただきたいというふうをお願いをしておきます。

次に、「三次の魅力、三次のよさを外に発信していくため、トップセールスで取り組んでいきます。強い発信力をつけ、三次のブランド力を向上させるため、庁舎内の体制を見直し、発信力のある体制づくりを行い、戦略的に取り組んでいきます」とされております。

これはずっと住み続けたいまち本部の設置のことか、あるいは三次市組織の機構改革を考えたの発言か、もし組織の機構改革というお考えなら、いつごろ改革しようとお考えか、お伺いいたします。

(総務企画部長 中村好宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 中村総務企画部長。

[総務企画部長 中村好宏君 登壇]

○総務企画部長(中村好宏君) 発信力のある体制づくりでございますけれども、これは今よりも強く三次の名前やそのよさを広く県内外に発信していくために行う庁内の仕組みづくりのことでございます。例えば、三次もののけミュージアムの開館に関して申し上げますと、メディア発信後の入館者数は多く、メディア戦略が非常に重要だと改めて感じているところでございます。情報発信のあり方を今一度見直して、発信できる体制づくりと効果的な発信内容づくりについて検討していきたいと考えています。なお、ずっと住み続けたいまち本部は、定住対策を全庁的に進めるために設置いたします組織横断的な仕組みであり、現時点では組織機構を年度途中に見直す予定はありません。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) わかりました。ありがとうございます。

次に、「今後の市政経営に必要な『経営感覚を持った職員づくり』を行っていきます。その取組として管理職のマネジメント能力、職員の課題解決能力、資質の向上、プロモーション強化に資する研修の実施等、人材育成と職員の意識改革を図っていきます」とされております。大変よいことだと思っております。そこでお尋ねいたしますが、職員づくりの取組は具体的にどのようにされようとしているのか、お伺いいたします。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 職員づくりについての具体的な取組でございます。今後ますます厳しさを増していくであろう財政状況の中、限りある資源を最大限活用し、市民の皆さんの声に寄り添っていくため、行財政改革の推進ということが重要であるというふうに考えております。人口減少社会という先の見通しが見えない未来に向かって新しい三次をつくっていくためには、社会の変化を的確につかみ、数年先の社会動向を予測する中から、市役所、市職員への期待を見きわめ、ありがたい姿を共有し、常に「人・物・金」の最適化を図り続ける必要があると考えており、まさに経営することであるというふうに捉えさせていただいております。そして、経営

は市長や誰かが勝手にやってくれるものではなく、部長、課長、係長、職員、それぞれがそれぞれの役割の中で担っていくものというふうに考えております。そのためには、マネジメント力や課題解決能力、プロモーション強化など、さまざまな職員研修の実施はもちろんのことですが、管理職を含め職員一人一人が責任を持って担う役割を果たしていくよう、人事評価制度等も活用し、対話面談や実践を通して意識改革やスキルアップを行っていききたいというふうに考えているところでございます。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) ありがとうございます。職員づくりというのは、やはり人は「人財」、材料ではなく財産の「人財」であろうと思いますので、研修を深めて課題解決能力を高めるとともに、執行部として職員の提案されたこと、それを政策に生かしていけるような職員づくりということも必要であろうと思いますので、期待をし、次の質問に入りたいと思います。

水道事業についてでございますが、お尋ねしていきたいと思います。2019年12月12日に改正水道法が施行される予定となっております。水道法の改正により、2019年12月に市町村単位から都道府県単位に集約、広域連携させることと、上水道でも地方公共団体が水道施設を所有して管理運営のみを民間企業に委託する官民連携コンセッション方式を可能にする法が成立しました。このことにより、下水道だけでなく上水道も法案成立後には所有権を自治体が保管したまま、民間企業が水道の管理と運営をするようになるとされておりますが、今年12月といいますと5カ月余り先のこととなりますが、三次市として今後どの方向に、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

(水道局長 明賀浩富君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 明賀水道局長。

[水道局長 明賀浩富君 登壇]

○水道局長(明賀浩富君) コンセッション方式について市の考えはどうかという御質問でございますが、ただいま御紹介をいただきましたように、コンセッション方式は改正水道法の官民連携の推進として新たに設けられた手法でございます。所有権を地方公共団体が所有したまま、公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組みのことでございますが、本市のように地理的条件が厳しく小規模な水道事業においては、採算面から民間企業が参入してくることは難しいというふうに考えております。したがって、本市において官民連携に向けての議論が進展する可能性は低いと考えております。

一方、改正水道法の中で官民連携の推進と並びまして広域連携の推進という項目が掲げられておりますが、これにつきましては、現在も広島県水道広域連携協議会として検討を進めております。県と市町が対象の公と公の連携について、今後議論が加速されていくものと考えております。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長（小田伸次君） 横光議員。

〔7番 横光春市君 登壇〕

○7番（横光春市君） 大体わかりましたけれども、広域連携の関係については、また状況が変わりましたらお知らせいただきたいと思っております。

さて、水道、電気、ガスは生活する上で必要であります。電気やガスの事業は民間が事業として行って、水道事業はなぜ地方公共団体が所有権を持って事業を行っているのか、その意義はどこにあるのか。どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

（水道局長 明賀浩富君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 明賀水道局長。

〔水道局長 明賀浩富君 登壇〕

○水道局長（明賀浩富君） 水道法第1条の中に、水道は「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする」と記されております。また同法第2条には「国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない」と、国及び地方公共団体の責務が明記されております。これらのことから、地方公共団体が水道事業を運営しているということの意義は、安全・安心な水を適切な料金で安定的に供給することに責任を持っているということにあると考えております。

（7番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 横光議員。

〔7番 横光春市君 登壇〕

○7番（横光春市君） 全くそのとおりでございまして、要は施設管理を十分に行って、豊富に、本当に安心した供給をすることが必要であろうというふうに思いますし、もう一つは、やはり電気、ガスというのはもうけになりますけれども、水道というのはなかなか利益を上げることができない。したがって、行政でなければならないのではないだろうかというふうに思うわけでありまして。

さて、水道法第15条の給水義務では、「水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない」と記載されていますが、三次市において、市民の方から給水申し込みをされたとき拒んだことはありますか、お伺いいたします。

（水道局長 明賀浩富君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 明賀水道局長。

〔水道局長 明賀浩富君 登壇〕

○水道局長（明賀浩富君） 市民の給水申し込みを拒んだことがあるかという御質問でございますが、給水区域内で給水申し込みがあれば、受け付けをさせていただいております。ただし、市が布設しました配水管から分岐しようとする箇所における給水可能水量等の計算を行い、その

結果、要望されている水量を直接給水することが難しい場合や、既存の住居等への給水に影響を及ぼすおそれがある場合においては、受水槽を設置してもらう等の条件をつけて許可をさせていただきます場合がございます。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) ありがとうございます。拒んだことはない、当然のことだということでありまして、安心いたしましたところでございますが、さて、3月議会定例会一般質問で、同僚議員から、配水管から分岐して自宅までの引き込みの給水管の工事において、量水器まで行政負担で工事を実施するようルールを変更して取り組んでいただきたいという質問がありました。執行部の答弁は、給水管が個人財産であること、合併以来補助を行っていないこと、これまで接続された方との公平性を考えた場合、水道事業として新たな補助制度を新設することは難しい状況にあると。将来に向けての課題として受けとめると答弁されておりました。君田町でも合併前は量水器までの給水管は行政が責任を持って整備されていますし、私も旧三和町時代では水道事業を10年余り担当しておりますが、当然に量水器までは三和町の水道施設であるという認識を持って工事を行ってまいりました。給水管が個人の財産であるということは、いつの時点で個人の財産になったのでしょうか。その場合、支所管内で量水器まで公費で整備していた給水管の取り扱いはどのようになるのか。どのようにお考えでしょうか。公費で整備した給水管が個人財産になるのでしょうか。2点お伺いいたします。

(水道局長 明賀浩富君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 明賀水道局長。

[水道局長 明賀浩富君 登壇]

○水道局長(明賀浩富君) 合併前に公費で整備した給水管は個人財産であるか、いつなったのかという御質問でございますが、当初から合併前の旧町村が公費で施工した給水管については、加入金や工事負担金等の納付と工事完了をもって個人財産として整理されているものです。ただし、管理区分につきましては、配水管から量水器までの給水管は市が管理することとしております。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) 私も水道事業を10年余り、若いときにやらせていただきましたけれども、工事の後、これは個人の財産ですと言ったことはございません。合併協でそういった話があったなら別でございますが、そういうふうに記憶をしておるところでございます。ということは、給水管から漏水があった場合、個人負担ではなく行政が行うということであろうと思いますが、そのように理解してよろしゅうございませうか。

(水道局長 明賀浩富君、挙手して発言を求める)

○議長（小田伸次君） 明賀水道局長。

〔水道局長 明賀浩富君 登壇〕

○水道局長（明賀浩富君） 行政が公費で整備した給水管の漏水があった場合、個人が修繕するのか、市が修繕するのかという御質問でございますが、配水管から量水器までの漏水につきましては、先ほど管理区分のところで市が管理をするというふうに答弁させていただきましたが、修繕につきましても市のほうが修繕対応をさせていただくこととしております。

なお、量水器から宅内側につきましては、漏水があった場合は使用者の皆様に御負担いただき、修繕していただくこととなります。

（7番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 横光議員。

〔7番 横光春市君 登壇〕

○7番（横光春市君） 行政で行うということは行政の管理下にあるということになりますし、個人財産と言いながらも、個人が自由にはできないということでもあります。水質の安全性などを考えれば当然なことであると思っておりますが、そうであれば、行政財産としてよいのではないのでしょうか。重ねて申し上げますと、量水器は計量法によって8年で更新をしなければならない市の財産でありますから、配水管から量水器までの給水管も行政財産であるとしてもよいと考えます。

3月定例会の同僚議員の質問に対して、合併以来補助を行っていないこと、これまでに接続された方との公平性を考えた場合、水道事業として新たな補助制度を新設することは難しい状況にあると答弁されておりますが、行政では公平性という言葉をよく使いますが、行政が行っていることは全て公平なのでありましょか。時代の変化、時代の要求、時代の必要性によって、新たな制度を創設して市民サービスを展開されています。

例えば、児童手当、この制度を見てみますと、私が子育てをするときには第3子目から児童手当が給付されておりました。子育てが済んだころ、第1子目からの給付でございました。公平ではございません。また、医療制度でも同じでございます。その時代、時代によって制度は変わっておりますし、住みやすい三次市をめざすための単独の医療制度もあるわけでございます。また、保育所利用料無償化の制度でも、制度によって不公平感があります。制度の対象にならなかった人には公平ではないのであります。制度発足後と発足前では、不公平感はあるのが当然であります。要は制度の中で不公平感を感じさせないということが必要だと考えております。

今、三次市の特に周辺部を見てみると、高齢者だけの世帯が多くあります。生活用水に不自由されている高齢者2人で国民年金だけの収入の方が水道に加入したくても多額の工事費が必要であれば、自分たちの財力だけでは水道に加入することができないのです。先ほどの答弁の中に、三次市において市民の方から給水の申し込みをされたときには拒んだことはありませんと答えております。多額の工事費が必要で工事をするのができなくて申し込みができない状況をつくっていることは、行政は市民の皆さんに無言で拒んでいると言えるのではないのでしょうか。地域内に水道管が布設され、水道管本管近くに住居を構える人は、市民の納得のいく工

事費で工事を施工し、快適な生活を送ることができました。ところが、配水管本管から遠く離れたところに居を構える人は納得のいく工事費というわけにはいきません。工事ができないのであります。加入できなかった市民は、水道に不自由を感じながら生活をしながらはなりません。同時に、加入できなかった市民は不公平感を感じるのではないのでしょうか。執行部はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

(水道局長 明賀浩富君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 明賀水道局長。

[水道局長 明賀浩富君 登壇]

○水道局長(明賀浩富君) 市民の公平と不公平をどのように考えるかという御質問でございますが、給水管の布設につきましては、先ほどから言っていたいておりますが、不公平と感ずる方もおられるとは思いますが、現在の給水装置の費用負担につきましては、三次市水道事業給水条例第6条に、給水装置工事に要する費用は当該給水装置工事申し込み者の負担とするというふうに定めております。市といたしましては、給水装置の設置に係る工事費を少しでも軽減できるよう、配水管を布設する段階におきまして、設計段階で、できる限り住居の近くを通るよう設計の際に知恵を出して配管をしておるところでございます。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) 条例に書いてあるからできないということではありますが、議会の中で条例改正していただければ、必要になってくるというふうに思っているわけでございます。

さて、水道の加入率の上がない要因の1つとして、給水工事の個人負担が高額となるということからではないだろうかと思っておりますし、水道水を供給していただかなければ、生活用水が少なくトイレの水洗化もできない。高齢となってひざが痛くても、洋式トイレに行くことができない、そういう家庭もあるのではないのでしょうか。時代は平成から令和にかわりました。市民の皆さんの家族構成も変わってきております。配水管本管から給水管、量水器まで、行政が責任を持って工事を施工する、しなければならない。そういう時代が来ていると感じております。水道を持っている人に水道管をつなぐことは、三次市に一生住み続けたい、そう感じる市民の方が多くなると思っておりますし、水道の普及率も上がり、水道収入も増えるところでもあります。今こそ、一律の水道加入工事負担金を徴してでも、量水器までの給水管布設工事を行政の責任において施工すべきと考えます。条例を改正してでもやっていただきたいと考えますが、執行部のお考えをお伺いいたします。

(水道局長 明賀浩富君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 明賀水道局長。

[水道局長 明賀浩富君 登壇]

○水道局長(明賀浩富君) 給水管までの工事を市の費用でやってはどうかという御提案でございますが、拡張事業を今まで進めてきております中で、市のやり方といたしまして、まず地元説

明会を開催いたします。その中におきまして、配水管の布設計画等の説明をさせていただき、あわせて給水工事については個人負担になること、地域で水道を要望されているという前提から、給水工事についても全戸が水道加入していただけるよう、組合等を設立していただき、地域として取り組んでいただきたい旨のお話をさせていただいております。このやり方は、現在においても変わっておりません。引き続き、地域での取組をお願いしたいと考えておるところでございます。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) それは決められた答弁だからそのようにお答えになったんだろうというふうに思っておりますけれども、やはり幾ら配水管までやりますよといいましても、離れた地域、山間部において家は離れておりますので、本管から各家庭までの距離は非常に長くなっていくということでありますから、今、水道局長だけで答弁するということは非常に難しいというふうに私は考えます。これは、制度を変えるということでもありますので、今後検討していただきたいというふうに思っておりますし、またこの問題については質問させていただきたいというふうに思っております。量水器まで工事をするということは、今まで拡張工事をされたところでも、水道の加入率が非常に低いというのはどこに原因があるのかということ、やはりそれは工事費が非常に高いということでもあります。誰も文化的な生活をしたい、水洗便所をつけていきたい。そういう思いがあっても、工事費が高くてそこに取り組んでいくことができないという実際の家庭の事情があらうと思っております。若い人がいない、高齢者だけではなかなかそこには進んでいけないということがありますので、よくよく御検討いただきますようお願いをして、次の質問に入りたいと思います。

保育利用料無償化とその影響についてお伺いしていきたいと思っております。幼児教育・保育を無償化する子ども・子育て支援法改正案が、2019年5月10日、参院本会議で与党などの賛成多数で可決成立しました。消費税10%導入に合わせて10月から無償化が施行される運びとなっております。無償化によって、保護者負担や三次市財政のどのような面でのどのような影響があるのかお尋ねをしたいと思います。この法案の改正ポイントを見ますと、3歳から5歳までは原則全世帯、ゼロ歳から2歳児は低所得者世帯を対象に、認可保育所や幼稚園、認定こども園の利用料等を無償化することとなっております。ただし、給食費や遠足費は無償化の対象外とし、保護者が実費負担とされています。

そこでお尋ねをいたしますが、保育利用料が無償化の対象となった3歳から5歳児の世帯の保護者負担である給食費はどの程度になると試算されているのか、お伺いいたします。

(子育て・女性支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松長子育て・女性支援部長。

[子育て・女性支援部長 松長真由美君 登壇]

○子育て・女性支援部長(松長真由美君) 幼児教育・保育無償化に伴いまして、3歳以上の子供

については、保育の利用料部分は無償化されますが、副食、おかず、おやつ等の費用は保護者の負担となります。ただし、国の制度上、3歳以上の子供のうち、年収360万円未満相当世帯の子供と全ての世帯の第3子以降の子供については、副食の費用は免除されます。副食の費用負担額につきましては、国の制度上の単価、月4,500円程度になると見込んでおります。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) 次に、3歳未満児の世帯の負担を考えると少し複雑でございますが、3歳未満児の給食は主食給食ということになっております。無償化実施までの保育利用料の考え方で、保育利用料の中に給食費が含まれているというふうに思っておりますが、無償化対象外の世帯にあっては、給食費分を含めて現在の保育料として現行と変わらず、無償化の対象となった世帯にあっては給食費と別に負担することになるのかお伺いいたします。

(子育て・女性支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松長子育て・女性支援部長。

[子育て・女性支援部長 松長真由美君 登壇]

○子育て・女性支援部長(松長真由美君) 現在、3歳未満児の保育利用料には給食費、主食・副食が含まれておりますけれども、幼児教育・保育無償化以降もこの取り扱いは継続するため、3歳未満児には給食費として保護者負担を求めることはございません。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) ありがとうございます。ということは、非常に助かるということになるように思っております。

次の質問は、先ほどの答弁でちょっと残念、でなくして言われなくなったなというふうな思いがありますが、低所得の人はそういう給食費は求めないということですので、そのことはちょっとこっちに置きまして次の質問に入りたいと思いますが、次に送迎バスについてお伺いしていきたいと思いますが、現在、送迎バスを運行している保育所は、保育所の統合により送迎バスを運行しているということは、私は理解しております。統合によって必要になっているというふうに思っておりますが、これまでどおり、三次市立の保育所にあつては、保護者負担は送迎バスには伴わないと理解してよいか伺いたいと思いますし、なお管内の民間保育所、認可やら無認可保育所等についてはどのようになるのかお伺いします。送迎バスについても把握されていればお伺いいたします。

(子育て・女性支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松長子育て・女性支援部長。

[子育て・女性支援部長 松長真由美君 登壇]

○子育て・女性支援部長(松長真由美君) 現在、送迎バスを運行している直営の保育所につつま

しては、いずれも保育所統合、統廃合条件によるものでございますので、幼児教育・保育無償化による保護者負担は考えておりません。ただし、民間幼稚園等におきましては、これまでも保護者負担であり、今後もこの制度が開始しましても保護者負担が継続いたします。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) ありがとうございます。大体、保育所の保護者の関係については理解をさせていただきました。

保育利用料無償化によって、令和元年度予算では保育利用料は2億155万4,000円の歳入とされています。これは無償化を見込んでの予算を編成されているのか、また10月からの施行であると、どの程度歳入に影響があるのか。要するに、2億155万4,000円は12カ月分の保育利用料か。もしそうならば、どれくらい影響するのか、そういうことですね。それについてお答えいただければというふうに思っておりますし、その場合、歳入不足分は国から三次市に対して全額補填されるのか。補填がある、なしにかかわらず、今回の改正の影響によって、三次市に対してどの程度財政負担が生じるのか、お伺いいたします。

(子育て・女性支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松長子育て・女性支援部長。

[子育て・女性支援部長 松長真由美君 登壇]

○子育て・女性支援部長(松長真由美君) まず、保育利用料の歳入のところでございますけれども、保育利用料の減額となる金額でございます。多子世帯軽減後、現在の児童数で試算したところ、年間で公立保育所分につきましては約1億1,000万円、それから私立保育所分につきましては約1,000万円、合計で約1億2,000万円の減額を見込んでいるところでございます。この補填方法につきましては、令和元年度と令和2年度以降で異なっております。まず公立保育所分につきましては、令和元年度は国費である子ども・子育て支援臨時交付金が創設されまして、全額国の負担、令和2年度以降は全額市の負担となります。私立保育所分につきましては、令和元年度は市及び県の負担部分には全て国費である臨時交付金が充てられる予定です。令和2年度以降は、国費2分の1、県費4分の1、残り4分の1が市の負担となります。令和2年度以降の市の負担につきましては、最終的には地方消費税増収分等で補填されるということになっております。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) わかりました。なかなか予想した答弁と違いますのでいたしゅうなっておりますけれども、現在、消費税8%が10月1日から10%に引き上げられるという予定であります。これに伴い、地方消費税は1.7%から2.2%へ、地方への配分が0.5%増えるということがあります。先ほど、本年度においては臨時交付金で全額国が補填すると、2年度からは市でや

れというのは、地方消費税交付金が市へ交付されるから、それによってやれということだというふうに理解をしておりますが、非常に難しくなりましたけれども、そういうことでございますので、次の質問に移りたいと思いますけれども、そういうことになって、2年度からは全額市がやらなくてはならないということになりますね。そうすると、現在消費税が本当に8%から10%に10月から改正されるのか、引き上げることができるのかどうかということは、国の情報によって、今までは上がらんのではないだろうか、どうなんだろうかと。最近になって、また上がるのではないだろうか、不透明なところがあるわけでございます。そういう状況になって、もし消費税が上がらなかつたら、保育料の無償化ということは10月から実際実施しなくてはならないわけでございます。そういうときには、今年度は交付金がある。来年度において、もし上がらなかつたらないわけでございますから、そのときにはどのようになるのかというのが、非常に不安なところであります。想定されるのは、また臨時交付金が出されるのかなという思いもありますけれども、もしならなかつた場合、市において国に対して交付税の増額分等々に対して要望活動されるのかどうか、そういう面についてお伺いをいたします。

(子育て・女性支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 松長子育て・女性支援部長。

[子育て・女性支援部長 松長真由美君 登壇]

○子育て・女性支援部長(松長真由美君) 消費税率が引き上げられなかった場合についてという御質問でございますけれども、当然その場合には国からの歳入不足は生じる可能性はあります。この対応方針につきましては、現在国のほうでも決まっていないというふうに聞いているところですが。もしも仮に歳入不足が生じた場合には、相当額の補填がされるようには、国へ十分働きかけを行っていきたいと考えております。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) ありがとうございます。今回の改正によって、市の財政負担というのは余り大きくないんだよというふうに理解させていただきたいと考えますし、保護者の負担もそれぞれ、低所得者に対してどうなんだろうかと非常に不安を抱いておりましたけれども、先ほどの説明で理解をさせていただいたところでございます。

次に、観光振興についてお伺いをさせていただきたいと思います。6月1日から9月10日まで開催される三次の鵜飼、6月1日に川開きと鵜飼まつりが盛大に開催されました。私も祭りに出席をさせていただきました。伝統文化でもある鵜飼は、三次の夏の風物詩として、三次の観光の目玉として発展していかなければならないと思っています。さて、鵜飼まつりが始まる前に、去年の豪雨の爪跡が残っていないだろうか、きれいに整備されて観光客を迎えることができるだろうか、このような思いを持って鵜飼乗船場の周りを見ました。鵜飼乗船場の受付事務所も整備され、隣のトイレや周りもきれいになっておりましたが、河川側に従来から整備されている河川敷のトイレは使用できない状態でありました。そればかりか、便器の上に豪

雨災害のときに流れてきた土砂が取り除かれていない、そのままの状態になっておったわけ
でございます。祭りに見えていた方も不満を漏らしておられました。豪雨災害後、多くの市民の
皆さんの協力や三次市の支援によって再開した鞆、市民の皆さんのボランティアでできるこ
とはあっても、行政でなくてはできないということもあります。トイレの改修、復旧は行政で
なくてはできないわけであります。執行部としてどのようにしているのか、お伺いいたします。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 中原地域振興部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 議員御質問の鞆乗船場側の公衆トイレにつきましては、国土
交通省三次河川国道事務所において、現在復旧方法について検討が行われているというふう
に聞いております。土砂の取り除きも含めて、引き続き早期復旧の要望を国土交通省に対して行
ってまいりたいというふうに考えております。

(7番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 横光議員。

[7番 横光春市君 登壇]

○7番(横光春市君) ありがとうございます。その地域は国土交通省、その上流側は市が管理
するということであって、その件については、もう手をつけて改修に取り組んでいるというふ
うな情報は聞かせていただいているわけですが、市民にとって、やはりそこにあるも
のは三次市のものではないだろうか、そのような思いを浮かべるといふのはあろうと思いま
すし、先日も観光協会へ行っておりましたら、海外の方がいらっしゃると、その場合には、やは
り仮設のトイレは余り使用されないんですよ。常設トイレを希望されるんですよというお話
をいただいております。もうかれこれ1年がたとうとするときでございますので、
いろいろな災害復旧について、国土交通省においても、県においても、市においても、いろ
んな面で対策というのは非常に大変であろうと思うわけですが、観光というものを1つ
の目玉としてやっていこうと、そういう取組をしていくんだというならば、1つのことでも、
やはり掃除だけでもして、皆さんの目に触れるときに、こんなところがと、1つの汚点が皆さ
んの発信によって悪いイメージを与えてはいけないというふうに思っておりますので、早急に
取り組んでいただきたいと思うわけですが、市のほうから国土交通省のほうへ強く要
望していただきたい、そのように思うわけであります。

4分残ってしまいましたけれども、非常によい答弁をいただきましたので、早く済んでしま
いました。丁寧なる御答弁ありがとうございます。これで私の一般質問を終わります。あり
がとうございました。

○議長(小田伸次君) この際、しばらく休憩いたします。再開は15時05分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 2時52分——

——再開 午後 3時 5分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（小田伸次君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

（22番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 杉原議員。

〔22番 杉原利明君 登壇〕

○22番（杉原利明君） 真正会、杉原利明でございます。三次市を前進させるために私自身、政策提言の一般質問をとというものを続けていきたいと思っております。市長のめざす教育についてということに入る前に、前段として、ずっと以前から言わせていただいておりますし、市長も去年まで議員としてともに活動しとる中で、資料請求させていただくことというのは多々あるんですけども、私自身もほかの議員さんも、揚げ足とる気もありませんし、個人情報等見とうて資料請求しとるといようなことでもなく、本当に三次市とともに政策を考えていきたい、政策提言していきたいという思いで資料請求させていただいております、データ等も見せてほしいとか。そういった中で、たまに見せていただけないといようなことがあると、市長自身も感じとっちゃったことあるかと思うんですけども、今後ともに考えていく上で、政策提言に必要な資料やデータ等、全て公開してほしいというように思うんですけども、御所見を伺います。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 福岡市長。

〔市長 福岡誠志君 登壇〕

○市長（福岡誠志君） 冒頭に当たっての質問でございますけれども、私もついこの間まで、17年間議員活動をさせていただく中で、議会の中で数々の資料請求をさせていただいておりました。その中で、出る資料、出ない資料等々いろいろありましたけれども、できる限りの情報、資料というのは積極的に公開していきたいというふうに思います。先ほど議員もおっしゃいましたけれども、やはり、ともにまちづくりを進めていくというためには、議会、市民の皆さんとつながるといことが大切ですし、信頼関係を構築してお互いにその情報を共有し、対等な立場で議論を重ねていくことが重要であるというふうに認識をさせていただいております。市民の声に寄り添い、市民のための市民によるまちづくりを行うため、分かりやすい情報発信であるとか、参加しやすい行政を常に意識しながら、施策の企画立案、遂行に当たりたいというふうに考えております。個人情報等の情報には留意した上で、積極的、効果的な情報発信と迅速な情報公開に努めていきたいというふうに考えております。

（22番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 杉原議員。

〔22番 杉原利明君 登壇〕

○22番（杉原利明君） 例えば私、公開してほしい言うてずっと出していただけんかったのが、公共施設の再編統廃合の際の現状、財務部が持つとる資料をずっと見せてください、出してく

ださいうて、特別委員会等でも言うてきたんですけども、なかなか公表に、現在まで至っておりません。市長自身、公共施設の統廃合等しっかりやっていくということをずっと打ち出されておるといように私は認識しておりますので、ぜひとも一緒になって施設のカルテ等も見ながら、こういった方向とか順番とか決めていったりしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、1番の市長のめざす教育についてというところで質問に移りますけれども、なぜか、副市長の人事が5月の臨時会で決まりましたけれども、それまで副市長は誰になるんや、誰になるんやと、やたら問い合わせが私にあって、わからんですよと。それは市長の専権じゃわからんですよというようにずっと言いよったんですけども、副市長が決まったら、今度は教育長どうなるんやとか、やたら聞かれるもので、せっかくなのでこの場で伺っておきたいと思うんですけども、教育長、教育委員の任期はもちろん残っておりますけれども、市長のこれからの人事についての考え方についてお伺いしたいというふうに思います。

また、今年3月に策定されました三次市教育大綱、私は新市長の考えのもとで策定し直すものだというふうに思っているんですけども、その考えについてもお伺いいたします。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 現在、就任中の教育長、4名の教育委員ともに適任な人材と認識しておりまして、引き続き任期までのそれぞれの責務を担っていただきたいと考えておるところでございます。

現在の三次市教育大綱は、第2次三次市総合計画の計画期間に合わせて、対象期間を今年度から令和5年度までの5年間として、本年3月に策定されたのは周知のとおりであります。策定に当たりまして、社会情勢の変化等も踏まえまして、教育長、教育委員と十分に検討して策定されたものというふうに認識させていただいております。こうした中で、私自身の教育に対する考え方、あるいは実現していきたい施策等もお伝えしたいという思いもございまして、開催予定の総合教育会議におきまして、会議の構成員である教育長、教育委員の皆様と議論させていただきたいというふうに考えているところでございます。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) 今のは変えるという答弁だったか、再度お伺いしたいんですけども。

現在、3月に策定された教育大綱の中にも、大綱の位置づけとして、三次市教育大綱は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3を策定根拠としておりますというふうに明記されておりますけれども、では地教行法の第1条の3、何が書かれているかといえば、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるも

のとするというように法律に書かれておりますとおり、地方公共団体の長、現在福岡市長ですから、やはり前市長の策定したものではなくて、新たに就任された福岡市長の考えのもと、教育大綱というのは策定されるべき、されなければならないというふうに思うんですが、いま一度答弁をお願いいたします。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 先ほどの繰り返しになるというふうに思いますけれども、最終的に総合教育会議におきまして決定するという手順であると認識しております。私自身の思いをそこで述べさせていただく、あるいは実現していきたい施策もその中で提案させていただくということで、手続を踏んで策定に向けて準備していきたいというふうに思います。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) 地教行法、平成26年に大きく変わりました、そこで市長は教育長の任命権も得ましたし、教育委員会に対してこの総合教育会議を通して、市長が教育の場へ意見や意思を表示できるように変わったというのが大きな変更点で、教育大綱については、私は市長の専権事項であると、今法律を読ませていただきましたけれども思っているんで、総合教育会議で諮る問題ではなくて、市長がやると、大綱をつくらと言ったら、私は当然その意思に従うべきものだというふうに思っておりますので、遠慮することなく、市民に選ばれた福岡市長ですから、教育に対する思いをしっかりとここであらわしてほしいと思います。

続いての質問ですけれども、市長のめざす教育のあり方、教育方針について、総合教育会議の場でこれから教育委員会へ話をするというように先ほど言われましたけれども、どういったことを伝えたいのか。また、新市長としてこれまでにない特色等、どのように盛り込んでいられるおつもりなのか、お伺いいたします。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) これから、未来の子供たちをしっかりと育てていく上で、私なりの考えを何点か申し上げさせていただきたいと思います。

これからの三次をつくっていく子供たちが、資源豊かな三次で伸び伸びと成長できるように、教育委員会あるいは学校、地域が一体となって知恵を出し合って、汗をかいてほしいというふうに思っております。そのために、やはり学校図書リニューアル事業、本に親しみやすい環境整備、教育においては本にもっと親しんでほしい、そしてその中でいろんなことに取り組んでもらいたいという気持ちがございます。それともう一つ、タブレット端末の導入によってICTを利活用した教育を推進していくということを掲げさせていただいております。

また、今いろんな事件が全国的に取り上げられておりますけれども、子供たちを見守るために通学路の再点検や、あるいはこれまでもありましたけれども、防犯カメラの設置等も調査、検討を行いながら、子供たちの安心・安全についても調査していきたいというふうに考えているところでございます。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) 先ほど、同僚議員の質問の中等でも、教育長も答えられましたけれども、やはりふるさとを思う子供というのをしっかり育てていただきたいなど。私はもちろん全く学力を否定しませんし、あるのいいのはもちろんわかっておるんですけども、どんなに学力が高くても、自分中心というか周りに興味がなくなるとか、地域に興味がなくなるとか、そういった人物じゃのうて、本当に地域のこと、ふるさとのことをしっかり考えられる子供、市民をつくっていただきたいというふうに思っております。この前、ふるさと納税でいろいろ、とある地方自治体と国がもめたりしていましたが、例えばの話、ふるさと納税も換金率が高いけえいうて全く知らんような地域にふるさと納税するような人じゃのうて、やはりふるさとに育ててもらったとしっかり思い出して、ふるさと、地域に育てられたなという思いのもと、ふるさとに寄附したいと自然と思えるような人、子供をしっかり育てていただきたいと思えます。きれいごとと言われるかもしれませんが、私はきれいごとが恥ずかしくないような時代をしっかりとつくっていただきたいというふうに思います。

令和という時代にかわりましたけれども、この令和というのは厳しい寒さを耐えて春の知らせを告げる梅の花のように、きれいに咲き誇っていくと。そういうそれぞれが希望を持って、その希望がかなえられるような国になってほしいという思いを込めて、今回令和という名前の時代が始まりました。平成というのは、バブルの崩壊もあって、失われた20年なんて言われて、個人がすごく強調されてきた時代だったのかなとも思っておりますけれども、今言うた令和、お互いがお互いのことを思って、文化がしっかり育まれていくというような意味が、この万葉集の令和の中に含まれているということでございますので、新しい時代にふさわしい、令和という時代にふさわしい次世代を担う子供をつくっていくというような強い、強い思いを込めた教育大綱をつくっていただきたいというふうに思います。

続いて、先ほど市長もちょっと言われましたけれども、小・中学校へタブレットを導入するというようなこと、全児童生徒ですかね。選挙中の発信であったのか、議場であったのか、はっきりわかりませんが、タブレットを配付するという施策を掲げられていらっしゃると思いますけれども、どのような使い方を想定されているのか。また、それによってどのような成果を望んでおられるのかをお伺いいたします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長（松村智由君） 杉原議員のほうから、タブレットの活用ということで今御質問いただいたところであります。児童生徒にタブレット端末を配置して活用することで、児童生徒の学びが深まるというのは、これまでも研究を重ねてこられ、また国のほうも言っているところであります。特に、これから必要となってくるのが、みずからの疑問について深く調べて、そして自分にあった進度で学習することであったり、そういうことが容易となってくるのが、このタブレット端末であろうと思います。また、児童生徒同士がタブレット端末上に表現したことをもって、自分の考えを相手に伝える。そういう意見交換を行うなど、お互いを高め合う学びができるというふうに考えておるところであります。タブレット端末の活用につきましては、子供たちに学習意欲を、確かな学力の向上を図るとともに、これからの国際社会で活躍できる英語力を養うために、例えばネイティブの発音に学んでいくというようなことであったり、さらには表現をするためのプレゼンテーション能力をしっかりと伸ばしていくことにも大いに期待できるところでございます。

児童生徒のタブレット端末の活用につきましては、今後モデル校を指定いたしまして、成果の検証をした上で、計画的な導入を検討していきたいと考えているところでございます。

（22番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 杉原議員。

〔22番 杉原利明君 登壇〕

○22番（杉原利明君） 今後、モデル校を選定して運用とか成果を見ていきたいということだったんですけども、今の答弁に対してまずお伺いしたいんですけども、4年前だったと思うんですけども、予算をつけまして、小学校、中学校に向けて、パソコンとタブレットを導入したというように記憶しとるんですけども、今の教育長の答弁じゃと、またこれからモデル校をつくってというような話でしたけれども、そのとき配付したパソコンとかタブレットの活用状況、運用状況、成果等をしっかり現状分析して、議会にも示していただきたいと思うんですけども、今ありよったものは置いて、また新たにモデル校をつくって新しいものをつくるというような考えなんですか。

（教育長 松村智由君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 松村教育長。

〔教育長 松村智由君 登壇〕

○教育長（松村智由君） タブレットの活用ということで申し上げますと、これまでも県の指定等を受けまして、市内の学校も指定校として研究を重ねてきたところであります。先ほど議員もおっしゃいましたけれども、活用の部分で申し上げますと、例えば体育の時間、運動している姿をタブレットで撮ることによって、その場で自分たちの運動がどういうふうに行われているかというのを確認するというようなことにも使ってもらいましたし、また小学校の段階であれば、キーボードになれ親しむということも1つの大きな目標でございますので、ノート型のパソコンを入れたところでございます。これもそれぞれの学校で活用していただいておりますし、大型提示装置であります電子黒板の活用も昨年度予算化をしていただく中で、各学校の階のほ

うへ1台は置いていくということも可能となっておりますので、これも授業の中でしっかりと活用いたしております。

こういったところも含め、今日も御質問にありましたけれども、今後タブレットということで考えていきますと、さらにどのような活用ができるのか、また効果的な活用がどういうふう
に児童や生徒によい影響を与えていくかということにおいて、その視点でもしっかりと整理を
してまいりたいと考えております。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) 私自身、現状でもろ手を挙げてタブレット賛成という立場じゃないので、
今回こうやって質問させていただいておるんですけども、例えば有名なところで言うたら、
武雄の反転教育ということで、田中学習会と組まれてやられよってのパターンもあるじゃない
ですか。

例えば、東京都の荒川区なんかは全中学生には1人1台タブレットを配付されて、小学校は
2クラスに1台とかで、人口が違いますからですけど、1万台以上渡す。家には持って帰れん
けど学校で使うと。武雄は家に持って帰って事前学習するはずなんですけれども。それで、荒
川区の区議会議員、ちょっと知り合いだったもので聞いたら、1万台ですのでも毎年7億円かか
る中で、その7億円に対して成果が出とるんかというたら、全国学力学習状況調査等でテスト
の点がよくなったとかいうことはない。

教育委員会の出しとる資料はいい感じで書かれてあるところもあります。今、教育長がおっ
しゃられたように物事を深く調べる能力が上がったとかいうところはあるんでしょうけれども、
何を成果として、本当にタブレットを行政でそろえて調べる能力が上がる方がいいのか、学
力に直結したほうがいいのかとか、いろいろメリット、デメリット等もあろうと思いますので、
ぜひとも議会にも研究調査された成果とか示していただいて、メリット、デメリットもしっか
り示していただいて、コンセンサスを取りながら進めていっていただきたいと思います。そん
なにばっと全国中でやるとするわけでもないと思いますので、いろいろなところへ行かれて
調査研究を、ぜひとも示していただきたい。いきなり予算とかでばんと、もう購入しますと
いうようなことがないように、先をお願いをしておきますので、よろしく願いいたします。

続いて、2の項ですけれども、所信表明の中で、市長は「三次の元気づくり」という項の中
で、定住・移住に向けて、子育て環境のさらなる充実ということを語られていらっしやいまし
たけれども、そのさらなる充実というのはどのようなことを考えていらっしやるのか、お伺い
いたします。

(子育て・女性支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松長子育て・女性支援部長。

[子育て・女性支援部長 松長真由美君 登壇]

○子育て・女性支援部長(松長真由美君) 子育てしやすい環境を整備し、子供たち一人一人を大

切にし、健やかな成長及び自立と活躍を応援するまちとして、子育て世代への支援についてはさまざまな施策を進めているところです。子育てに係る経済的負担の軽減策として、多子世帯の保育利用料の軽減、18歳までの子供医療費助成等、仕事との両立支援として3歳未満児保育の拡充、延長・休日保育、病児・病後児保育等の実施、子育てへの不安感の軽減のため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援体制としてのネウボラみよしやこども発達支援センターの運営、安心な医療体制として24時間・365日小児救急医療等を実施し、多方面から子育て世帯への支援の充実を図っております。この全国的に評価の高い子育て支援策については、今後も積極的に実施していきます。

本年度の子育て支援の充実としましては、ネウボラみよしの強化のため、サテライトに三良坂地区子育て支援センターを追加しました。保健師の巡回相談を実施し、早期に専門的な見地から、個々に応じた子育ての相談ができる環境を充実させました。ネウボラみよしでは、子育てに不安や負担を感じておられる家庭に対するかかわりを強化するだけでなく、妊婦全戸訪問や乳児家庭全戸訪問などにより、リスク家庭の早期把握や新たなリスクの発生を予防するためのアプローチを行っているところでございます。

また、児童問題の発生予防、早期発見、早期対応、再発防止等のための支援体制につきましても、本年度三次市すくすくネットワーク協議会にDV対策機能を追加し、新たな構成員を加えることで支援体制の強化、充実を図りました。情報共有と連携を強化し、支援の共通認識を持って、児童問題等の対応を行っていきます。

今後の子育て支援策をより充実したものとするため、子育て世帯の意見等を参考にするように考えております。今年1月に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」、また本年度実施する男女共同参画に関する意識調査での、家庭と仕事の両立支援など、子育て家庭のニーズや実態の把握に努め、子育てしやすい三次市として、必要性の高い子育て支援策を検討してまいります。さまざまな方面からの子育て支援により、行政や学校等のみならず、市民と地域の皆さんと力を合わせ、地域社会全体で子供の育ちを応援していくよう、今後も取組を進めてまいります。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 長田教育次長。

[教育次長 長田瑞昭君 登壇]

○教育次長(長田瑞昭君) それでは、教育委員会のほうから子育て環境のさらなる充実ということで、特に放課後児童クラブのことについて答弁させていただきます。

子育て環境のさらなる充実については、三次市の人口減少に歯止めをかけ、元気な未来を切り開くべく、「一生住み続けたい! 住んでみたい! 帰ってきたい!」三次市の実現のための施策の一環として実施するものです。子供たちの居場所づくりに関することは、第2次三次市総合計画でも放課後の居場所づくりなど、地域の人材を生かした子育ての支援の促進、また三次市子どもの未来応援宣言の取組の基本方針では、放課後の子供の居場所づくりや学習支援の体制の整備をめざすと、取組の方向を示しているところです。

現在、放課後児童クラブでは、ハード面の整備等によりまして、待機児童ゼロは実現しておりますが、より充実した放課後の子供の居場所づくりに向けまして、学校、家庭、地域と連携し、子供の発達段階に応じた主体的な遊びや生活の場の提供により、一層の子育て支援の充実を図るために、子供、保護者へのニーズ調査でありますとか、先進地の視察や調査研究を進めたいというように考えているところでございます。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) ソフト面の強化が主だったかというふうに思うんですけども、安心したというか、私はこれ以上、全国的な話ですけども、ばらまきのような子育て支援とかいうのじゃのうて、本質的に安心して三次市で暮らせるような産業振興の生活基盤の安定向上とか教育環境、ちょっとごめんなさい、話を戻しますけれども、子育て支援が最近、もとの本質というか、最初に何でやり出したかとかいうところからずれてきておるんじゃないかなという気がしとるんです。

今回質問したところも、定住・移住に向けて子育て環境のさらなる充実というところで、もちろん確かにほかのところへアピールして、三次市に住んでもらおうという考えもあると思いますけれども、最初三次市が保育料の第3子目、第2子目無料とか始めちゃったときは、私は出生率の増加というところが本質であったと思うんです。三次市で合計特殊出生率の増加というのが、それが、いつしか無料にすることによって市民の人に喜んでいただいている、保護者さんに喜んでいただいとるけえいうてずっと継続されてきとると思うんですけども、本質的なところで、今、合計特殊出生率は下がってきております。三次版地方総合戦略をつくったときは、現状維持以上というのを目標にされとって、当時1.85だったと思いますけれども、現在1.6ということで、やはりもう一回、何でいろんな子育ての支援施策を三次市はやっていくんだというところを考えていきたいと思うんです。予算委員会とかでも言いますけれども、例えばほかのまちよりうちのほうが安いけえとかいうんで、庄原とか安芸高田とかから人を移住させるということは、私はあんまり、自治体間競争といいますけれども、ともに苦しんどるまちで人の引っ張り合いとかじゃのうて、市長の施政方針にも近隣市町と協働してやっていきたいようなことも、最後の仕組みづくりのところかどこかに書いてあったと思いますけれども、近隣と協力してやっていくような間柄でありたいと。人を移住させるなら東京から徹底的に抜けるような政策を、こういう近隣市町とかと考えるような方向でやっていっていただきたい。出生率というところもしっかり目を向けてやっていっていただきたいと思うんですけども、御所見をお伺いいたします。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 議員御指摘の子育て支援策の本質、これについては、やはり再度内部でも

その本質は何かというのをしっかりと調査していくということは、改めて再認識させていただきました。やはり、政府も東京一極集中、あるいは都市部一極集中というところを問題視していながらも、なかなか実効的な施策が前に進まないといったようなこともございます。また、都会に住まわれている皆さんでも、田舎暮らしに憧れている人というのはたくさんおりますし、地域の特色、あるいは地域の宝というのをしっかりと活用しながら、都市部に集中する皆さんを何とか地方に向けて、そしてその地方に住んでもらって、この三次のよさを改めて発信していただくというような施策もいろいろと考えさせていただきたいというふうに思います。子育て支援策については、私もいろんなところでいろんなお話を伺います。でも、合併以降、この子育て支援策については、本当に長きにわたったサービスをしているがゆえに、市民の皆さん、我々市民からしたらそれが当たり前前の感覚になっているというような面も否めないところもあります。これは決して当たり前ではなくて、三次市が何をめざしてそういうサービスをしとらんかというところを、議員御指摘のようにしっかりと調査することでもう一度足元を見て、今後の子育て支援策の充実に向けて展開をさせていただきたいというふうに考えております。引き続き、この本質のあり方について御意見をいただければと考えております。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) 独身の僕が言うのも心苦しかったんですけども、ぜひとも本質のところを考えていただきたいというのと、以前から申し上げているんですけども、内閣府が平成26年に国全体で結婚とか家族形成に関する意識調査をされたり、国立社会保障・人口問題研究所も、平成27年に出生動向の基本調査等をやられて、そのアンケート等を見させていただいたら、やはり個人の自由とかが失われたくないとか、結婚に利点を見出せんというような答えが4割とか3割とかどんどん上がってきよるような状態で、三次で政策を打っていく上で、全国の調査だけではなかなか政策判断するのも難しいんじゃないかと思っておりますので、三次市としてもそういった調査等もやるべきじゃないかと。総合計画をつくるたびに毎回アンケートを、全市民に抽出でとられたりしていますけれども、そういったデータがないと政策を打っていくにもどこにどう手をつけていくべきなのかというのが考えれんと思っておりますので、ぜひともそういったアンケート調査等も定期的に、いろいろな面で情報収集するような課、分析するような課もいつかまたつくっていけばいいんじゃないかなんて思っていますので、またゆっくり議論をさせていただければと思います。

続いて、市立小・中学校の適正配置についてということで通告させていただいております。これは昨年12月定例会でも同様の質問をしたんですけども、新市長に、こちらのほうもかわられましたので、再度お考えをお伺いしたいというふうに思うんですけども、平成22年に市立小・中学校の規模及び配置の適正化の答申というのが、当時三次市の諮問でつくっていただいて、もう9年たっておるわけでございます。9年前の答申からいえば、人口減も当然予想以上に進んでおりますし、午後にも質問ありましたけれども、このたび県立三次中学校の設立と

いう大きな環境の変化も起きました。当時から指摘されておったのが、推薦する三次市の教育環境は、1クラス25から30人で1学年2クラスぐらいが適正だと。もちろん地域状況等もあるので、それを全体守らないけんということは言っていないけれども、もう一方で、やはり全学年が複式になったら統廃合についても考えるべきだというようなことも書かれております。まさにそういった状況がもうかなり来とるんですけれども、今後、中学校区も含めた適正化について、今から戦略的な統廃合について考えていくべきだというふうに思うんですけれども、御所見をお伺いいたします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 杉原議員のほうから、市立小・中学校の適正配置ということで御質問いただいたところであります。先ほども御紹介いただきましたように、平成22年8月に教育委員会が示している三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化に係る基本方針というものを持っております。議員がおっしゃいますように、1クラスの人数であったり、あるいは複式というところも、それまでは小学校のものが出ておりますけれども、今日も言われたのが、中学校についてもあわせて同様に考えていくことが大切なのではないかということで、お話をいただいているところであります。

中学校につきましては、将来的に検討しなければならない時期が来ることは考えられますが、現時点では対象としないこととしますというのが、平成22年8月に示してございまして、現在もその方向で行っているところであります。ただ、12月の定例会におきましても、議員のほうからそういった御意見をいただいておりますことは、教育委員会会議の中でも報告をさせていただいております。今後においても、この三次市のそういう方向も踏まえて検討していくということで話をいたしているところであります。ということになりますと、意見の聴取を関係の皆様方、あるいは地域からもお聞きしないとなりませんし、またこういった形での1つの提言、提案をいただくということになりますと、検討委員会の設置をどういうふうに行っていくのかというようなこともございましょうし、また、他市町においても同様な方向を持っておりますので、その方向性もあわせて、本市のものとどういう方向性が一緒なのか、また違いがあるのか、本市は本市の現状を鑑みながら行っていきたいと考えているところであります。

最後でございすけれども、先ほど議員のほうからもございましたが、定住・移住というのは、本市においてもこれまで教育も含めて一生懸命考えてこさせていただいた部分でもあります。移住にいたしましても、小学校を中心とした地域づくりを行うことで移住も考えてみたいという地域もおありだということは、私も承知をいたしておるところであります。したがいまして、今後におきましても、今日議員のほうからいただいた御意見、これをまた教育委員の皆さんとともに検討する中で、幅広く考えてみたいというふうに思っているところでございます。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 杉原議員。

〔22番 杉原利明君 登壇〕

○22番（杉原利明君） すぐに地域の方等も、うん、わかったというふうには当然ならんと思えますけれども、三次の子供たちにとって最適な教育環境というのをもう一回、こうやって人口が減ってきてる中で、午後からもありましたけれども、県立三次中学校を出て、市立中学校へ進まれた方が80人強減つとるんだと、私の計算ではなりますけれども、今後も少子化も含めて考えたら、県立中学校へ進まれる方、市外へ進まれる方、少子化による影響というのも考えたら、中学校も毎年80人ぐらいずっと減っていったのが続いていくんだろうと思いますので、ぜひとも考えていっていただきたいというように思います。

この前、総務常任委員会のほうで消防団の幹部と意見交換会をさせていただきました。本当にすばらしい取組だと思ったので紹介させていただきますけれども、君田の自主防災組織のほうで、どうやって消防団やら自主防災組織やら地域やら連携していこうかと。思いを共有して個々の線引きをなくしていこうとかいうようなことを考えていかれよった中で、君田は今後地元の小・中学生に、訓練のときに避難所の運営をさせてみようと。小・中学生に避難所の運営をさせてみよと思うとるといような話をされたんですけれども、確かに地域から学校がなくなったら、地域とのつながりがなくなるとか、いろいろな声が出てくるというのも承知しておりますけれども、こうやって地域とのつながりをつくっていける、考えていけるというのも、私はやっぱり地域にまだ元気があって、ブレーンとなるような方がおってのうちにいろいろな仕組みをしっかりとっておくべきじゃないかなと。本当に学校に子供がおらんようになって廃校も余儀なくされるというような状況のもとでやるんじゃのうて、まだ元気があるうち、地域にリーダーがおってのうちにそういった子供たちと地域をつなげる方法とか、三次市独自のふるさとを思う心、ボランティア精神、公民としての思いとかを育ていけるような、三次独自の教育のあり方なんかも、総合教育会議の中で話し合っていたきたい。教育大綱の中にそういった思いを入れていっていただきたいというようにも込めて、今からしっかりと考えていっていただきたいと思います。

イのところは質問はもうしません。お願いとして言いますけれども、やはり今後の児童生徒の推計をしっかりと、6年分でも公表していただいて、課題を市民と地域とみんなでも共有しながら、しっかりと進めていっていただきたい。子供の最適な教育環境について、市としてのビジョンというのは、地域の声を聞くのはもちろん当然ですけれども、教育のプロとしての教育委員会として、教育学等の確立されたものから、この程度の生徒はおったほうが子供の情操教育にいいよとかいうことも考えていただいて、集団生活を学んでいくためにはこれくらいは必要だとかいう三次市のビジョンを示していきながら進めていっていただきたいと思います。今、質問せんと言いましたけれども、やっぱり質問します。いかがでしょうか。

（教育長 松村智由君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 松村教育長。

〔教育長 松村智由君 登壇〕

○教育長（松村智由君） ただいま議員のほうからございましたが、いわゆる最適な学校の人数と

いうこととおっしゃったんだと思いますけれども、私といたしましては、これまでも申し上げてまいりましたように、一番大事なのは子供に学力がつくことができているかどうか。これは今日もおっしゃいました、生きる力であったり、また地域を大切にしていこうとか、先ほども御紹介いただきましたが、災害に対する教育の一環として地域の子供たちに避難所づくりの経験をさせよう。これはもう既に三次市内のほかの学校でも実践されているということ、報告を議員の方からもお聞かせいただいているところであります。こういった地域を大切にしていこうという子供たち、そして学んで将来自分の夢を実現したいという子供たち、そういった子供たちがしっかりと自分に力をつけていくことができる、それがやはり大事な、最適と言われましたけれども、そういう子供が切磋琢磨できる人数でもあろうかと思わずし、お互いの考えを述べて、それをまた共有しながら、さらに高めていくことのできる子供たちの学びの場だと思います。その最適な人数とおっしゃっていただきましたけれども、今後においてもしっかりとそのあたり、国あるいは各学識経験者の御意見もしっかりと研究させていただきながら考えてみたいと思っております。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) 三次市でよくおっしゃられる知・徳・体のバランスが本当によく成長できる、三次市にとってのベストなところというのをぜひとも御検討いただきたいというふうにお願いして、次の質問に入らせていただきます。

教科書の採択についてというところで、4年に1回、教科書の採択というのが来るというように、大まかに言えば4年に1回来ると思うんですけれども、4年前も同じ6月定例会で質問させていただいておるんで、再度の確認という意味でさせていただきたいと思っております。

今年も平成31年3月29日、文部科学省から教科書採択における公正確保の徹底等についてという通知が出ているのは読んでいただいとるというように思いますけれども、採択権者は教育委員会であるという大前提をしっかりと守ってほしいと。調査員等が作成する資料を判断材料の1つとしてくださいと、鵜呑みにはしないでくださいと、判断材料の1つとして教育委員会がしっかりと全ての責任を負って決めてくださいということも通達されていますけれども、確認として当然守られるとは思いますが、お考えをお伺いいたします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 杉原議員がおっしゃいますように、教科用図書の採択というのは4年に1回、小学校も中学校も行っていくというのが、これまでもずっと続いているところであります。ちょうどそういう年にも差しかかっているということでもあります。今おっしゃっていただいたとおりでありまして、教科書採択の権限というのは三次市教育委員会にございます。このことは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条第6号に、教育委員会の職務権

限として、「教科書その他の教材の取扱いに関すること」というふうに定められているところでございます。今年度は令和2年度に小・中学校で使用する各教科書に係る採択を行ってまいります。広島県教育委員会の指導、助言のもと、三次市教育委員会で規約及び基本方針を定め、選定委員、調査員により選定を進めてまいります。調査員は全ての教科書において調査研究を行いまして、特定の教科書に絞り込むことなく、各教科書についての意見を選定委員会に報告してまいります。選定委員会では調査員からの報告を受け、教科書展示会場で寄せられた市民の皆様を含め、幅広い意見を取り入れ、全ての教科書について審議を行い、その結果について理由をつけて教育委員会に答申をしてまいります。その答申を受け、採択権者である教育委員会の判断と責任により採択を行うというものでありまして、先ほど議員が御指摘なされたとおりのこととでございます。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) そういうことで、当然教育委員が調査員のを参考にしつつ決めるということで、教育委員の皆様、教育長も当然ですけれども、しっかり採択の候補になつとる教科書というのはしっかり自分の目で見て、違いというのも感じていただきたいというふうに思うんですけれども、前回、4年前の質問の際には、じゃあその教科書というのは、どうやって教育長や教育委員の方は見ていただいとるんかと問うたら、ある場所に教科書を置いとる部屋をつくって、教育委員の方にその場所へ来ていただく形で教科書見本を見ていただいとるというふうに答弁をいただいております。4年前もお願いしたんですけれども、やはり採択の前に、教科書見本を教育委員、教育長の家へ送付して、しっかりと読む時間を設けていただいて、採択の日を迎えていただきたい、決定していただきたいというふうに思うんですけれども、今回教育委員の方には、どのように教科書見本は事前に見ていただくように設定されていらっしゃるのでしょうか。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 教科用図書の見本本、これにかかわっての見方ということでございますけれども、一昨年度、そして昨年度でございますけれども、今回も引き続き全ての教科書見本について、採択前に教育委員の御自宅にお持ちいたしまして、自宅でしっかりと見ていただくように考えております。そして、見ていただいて、内容についても吟味いただくよう申し上げているところでございます。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) 4年前のときより、現状大変すばらしい取組ではないかと私は思うんで

すけれども、教科書を決める教育委員会会議ですけれども、こちらのほうをぜひとも公開していただきたい、傍聴したいというふうに考えるんですけれども、その考えをお伺いいたします。

公開を前回もお願いして無理だったんですけれども、公開されないということでありましたら、調査員や選定委員の名簿、調査員等が作成するその参考資料、選定委員会の会議録等、採択に至る前段の過程というものをしっかりと公表していただきたいというように思いますけれども、お考えをお伺いいたします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 教科書を決める教育委員会会議の公開ということで御質問いただいております。議員がおっしゃいましたように、教科書採択に係る教育委員会会議というものは非公開とさせていただいております。その理由は、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性を不当に損なわないようにするというところでございます。このことにつきましては、前回もお話をさせていただいたとおりであります。

ただ、調査員、選定委員の名簿につきましては、教科書採択後、開示請求があれば公開をさせていただきます。また、教育委員会会議の会議録につきましては、ホームページで公開いたしますし、選定委員会会議の会議録につきましても、開示請求がございましたら公開をさせていただきます。なお、どちらの会議録も教科書採択後、個人名が特定されないように配慮した上で公開をさせていただいているところでございます。調査員の作成する資料につきましては、教育委員会で閲覧をしていただくことができるようにいたしております。これにかかわって、御意見等もございましたらお聞かせいただければと思いますが、議員の御指摘の点につきましては、公開、非公開というのは時期を見ながら行っているということも御理解いただきたいと思います。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) 4年前と同じ答弁なんですけれども、今年の3月29日に文部科学省から出ておる通知の中においても、公表の努力義務、既に公表を行っている採択権者においても、保護者や地域住民等が容易にその情報を得ることができるよう、公表の時期、方法等についても不断の改善を図ることというふうに書いておりますので、開示請求まで至らなくてもホームページ等で議事録等、選定委員の名簿とかでも見られるような不断の改善というのを取り組んでいただきたいと思います。

次の質問ですけれども、これも4年前お伺いして断られたというか厳しかった内容なんですけれども、見本本の展示に係る市民への告知と情報開示の方法についてお伺いしたいんですけれども、前は三次市立図書館だけで行われました。期間も国が示した2週間だったと思いますけれども、その期間だけでしたけれども、今回はどのようにされるのかお考えをお伺いしま

す。8年前は布野等いろんなところでも見られるように設定もされておりましたし、期間についても国が示した2週間より長く示されとっちゃったんです。4年前は1カ所でということになっただけなんですけれども、今回はどこでどのように見本の展示を一般の市民の皆様に行うのか。そして、そこへ多くの人に来てもらえるように、今回どのような周知を図っておくのかということをお伺いいたします。

先ほどもありましたけれども、市民の方からしっかり意見を聞きたいというお話でしたけれども、市民の意見というのはどの場面でどのように反映されていくのか。恐らく8月31日が期限じゃけ、4年前いうたら8月の教育委員会会議で採択されているんだと思いますけれども、早目に市民の意見というのもとっていただいて、それをしっかり教育委員の皆様へフィードバック、意見を周知していただきたいと思うんですけれども、そこら辺どのように今回やられていっているのかお伺いいたします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 教科書の展示会についての御質問でありますけれども、教科書の展示会につきまして、市民の皆様へのお知らせの仕方でありまして、広報みよしであったり、また三次ケーブルテレビ等でも行ってもらうところであります。もう既に今年度のものにつきましては、6月14日からの2週間ということで展示は開始されております。なお、保護者の皆様へは学校を通じてこういう展示会が行われるということで、通知をさせていただいているところであります。

そして、議員のおっしゃった市民の方々、ごらんいただいた皆様からの御意見ということでありますけれども、6月14日から2週間が展示の期間でございますので、この期間中に御意見をいただいたものを集約しまして、それを全て教育委員会会議のほうへも持って説明をするという形になっております。

それから、展示の場所でございますけれども、教科書センターでございます三次市立図書館で展示をさせていただいております。この教科書の見本本につきましては、ごらんいただけるものが1セットということになっております。と申しますのが、三次市へ届く教科書のセット数というのが、教育委員の皆さん、教育長、それから教育委員会用と展示用とさせていただく1セットという形になっておりますので、先ほども議員のほうから御意見をいただきましたが、教育委員の皆様の御自宅のほうへもお持ちいたしますので、こちらのほうへ届く教科書のセット数からいうと、1セットが三次市立図書館のほうで展示されるということでございます。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) 配付される冊数、私の認識が違っただろうと思うんですけれども、3冊ぐらい来る気がしっただけです。私が違っるとるんじゃないやろうけ、あれなんですけれども。平

成27年の2月に通知を出されとって、今も文部科学省のページで生きとるものですが、保護者の意見はもっとしっかり聞きなさいということで、毎回、今回の通達にも出とる。でも、実際見に来ての人は少ないですよ。少ないんですよ。アンケート、意見を書いた人は少ないと。じゃ、どんなに保護者の意見をもっと聞いてほしいという通知が出とって、私はそんなに増えとらん状況があるんだろとおもいます。教科書展示会については、教員や保護者等が足を運びやすくなるように、各学校の図書館等の移動展示会とか、やろうと思えばできるんじゃないかと私は思うんですけど、ぜひとも、もう今回は間に合わないということだろうとおもいますけれども、市長にはぜひとも4年後の教科書の閲覧の考え方についても、総合教育会議の中で諮っていただきたいなというふうに思います。

最後に市長にお伺いしますが、中学校用教科書、特に歴史、公民、地理において、どのような教科書が採択されることを望むか、お伺いいたします。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 教科書の採択権限は教育委員会に帰属するというので、先ほど教育長も申しましたとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条6号に、教育委員会の職務権限として「教科書その他の教材の取扱いに関する事」として定められていると。これに基づいて、先ほど議員の御質問にありました中学校用の社会科の教科書を含めて、全ての教科書において基本方針にのっとって、三次市の児童生徒に最も適切な教科書となるよう、適正かつ公正に採択が行われることを望むところでございます。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 杉原議員。

[22番 杉原利明君 登壇]

○22番(杉原利明君) 地教行法の改正によって、平成27年2月の文部科学省の通知、今もホームページに載っていますけれども、市長も総合教育会議の場において、教科書採択の方針については協議することは考えられるというふうに文部科学省が言っておりますので、またぜひ考えがあれば通告、お話し合いをしてみてください。以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長(小田伸次君) 本日の一般質問はこれまでとし、残りの質問は明日行いたいと思います。お諮りいたします。

本日の会議はこれまでとし、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日は大変御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——延会 午後 4時 7分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年6月17日

三次市議会議長 小 田 伸 次

会議録署名議員 宍 戸 稔

会議録署名議員 山 村 恵美子